

整理番号	34
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費    2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費    4：要請・陳情等活動費    5：広報費 【経常的経費】 6：人件費    ⑦：事務所費    8：事務費 9：資料購入・作成費    10：交通費
------------------------------	--

支出年月日	3年 5月 26日	支出額	9,000円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場代 (6月分)
-----	------------

領収書等貼付欄

③駐車場代 (6月分)

⑤埼玉県議会無所属県民会議行田支部

10,000 × 0.9 = 9,000 (政務活動に使用する割合が0.9であるため)

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号			
0017		****			
取扱店	お取引日	時刻			
56501	03-05-26	15:56			
お取引内容	お取引金額(円)	手数料			
振込	¥10,000	¥0			
お取引後の残高(円)		おつり			
*****					
お取引現金内訳		硬 貨			
(1万円)	(5千円)	(1千円)			
円	千	円			

お振込明細またはご案内 電信

お受取人

6711カキヌマタカツ様

電話番号 048-554-1377

取扱番号 260003

印紙税申告納  
付につき浦和  
税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。 →

## 駐車場使用契約書

賃主 [REDACTED] と借主 柿沼貴志は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃地借契約を締結した。

頭書 (1) 駐車場の表示

所在地 行田市忍 2 丁目 144 番 1144 番-12

頭書 (2) 使用目的

来客用駐車場

頭書 (3) 契約期間

令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日までの 1 年間

頭書 (4) 賃料

10,000 円/2 台 (支払い方法: 振込)

頭書 (5) 更新に関する事項

自動更新

[REDACTED]  
[REDACTED]  
賃主 署名 [REDACTED]

借主 署名

柿沼貴志

整理番号	35
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費    2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費    4：要請・陳情等活動費    5：広報費 【経常的経費】 6：人件費    ⑦：事務所費    8：事務費 9：資料購入・作成費    10：交通費
------------------------------	--

支出年月日	3年 5月 26日	支出額	4,500円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場代 (6月分)
-----	------------

領収書等貼付欄

③駐車場代 (6月分)

⑤埼玉県議会無所属県民会議行田支部

5,000 × 0.9 = 4,500 (政務活動に使用する割合が0.9であるため)

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号			
0017		****	****		
取扱店	お取引日	時 刻			
56501	03-05-26	15:56			
お取引内容	お取引金額(円)	手数料			
振込	¥5,000	¥110			
お取引後の残高(円)		おつり			
*****					
お取引現金内訳		認 証			
(1万円)	(5千円)	(1千円)			
万	千	円			
お振込明細またはご案内		電 信			
サイタマケツキ カイムツヨソ クケツミソカイ様					
電話番号 048-554-1377		印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済			
取扱番号 260002					
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →					

## 駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。) と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。) は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	行田市忍2丁目152番2		
	名称	忍2丁目駐車場	指定場所	<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>

### 頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	スタッフ及び来客用	登録番号	

### 頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年6月24日から 令和2年6月23日までの 1年間
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

### 頭書(4) 賃料・敷金

賃料 (駐車場使用料)	5,000円/1台	
敷金	金	円
支払期限: 契約時一括支払い		
支払方法	1. 口座振替	振込先金融機関名: <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>
	2. 振込	預金: <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> 口座番号: <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> 口座名義人: <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> 振込手数料負担者: 借主
	3. 持参	持参先:

### 頭書(5) 貸主及び管理者

貸主	氏名	<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>
	住所	<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>

管理者	商号又は名称	
	所在地・TEL	
	賃貸住宅管理者登録制度登録番号: 国土交通大臣 ( ) 第 号	
	全国賃貸不動産管理業協会会員番号: <span style="float: right;">※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載</span>	
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士: 登録番号 ) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載



※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所 〒 -

(契約  
第1条  
物件  
約」と

頭書(6) 更新に関する事項

自動更新
------

(契約  
第2条  
2 甲及

頭書(7) 特約事項

--

(賃料  
第3条  
2 甲及

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 1年 6月 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名 柳沼貴志	TEL 048-555-6083
	住所 埼玉県行田市栄町16-44	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

一 土  
二 土  
三 近  
3 1ヶ

(敷金  
第4条  
2 乙は  
3 甲は  
存在す  
4 前項  
ばなら

(禁止  
第5条  
てはな

宅地建物 取引業者	商号(名称) ㈱TLC 行田中央店	代表者 北川直樹
	事務所所在地・TEL 埼玉県行田市忍2-18-32 048-553-3030	
	免許証番号 埼玉県知事(9)第11602号	
宅地建物取引 主任者	氏名	登録番号
	業務に従事する事務所	ピタットハウス行田中央店(株)TLC

2 乙は  
3 乙は  
一 駐  
二 駐

(乙の  
第6条

(契約  
第7条

※印は実印

場合に  
2 前項  
において  
3 乙は  
4 本物  
損害が

整理番号 **45**

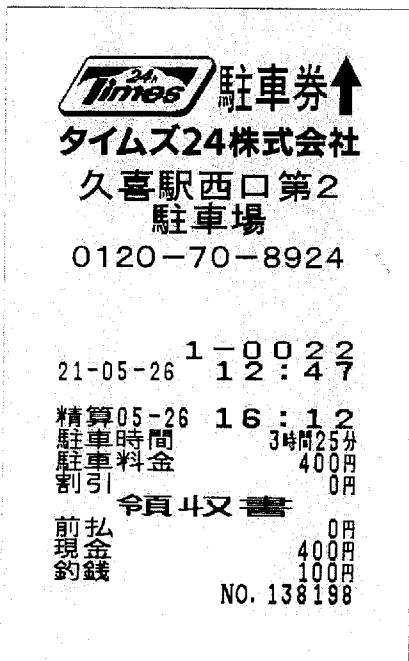
## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	3年5月26日	支出額	360 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	駐車料金(事務所用)
----	------------

領収書等貼付欄



⑤ 無所属県民会議 久喜支部

付しないこと。  
 額が足りない場合は、別紙を使用すること。  
 号(枝番)を付すこと。)

400x0.9=360.  
 政務活動費に使用可能な割合  
 9/10に使用

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号

in0-20-1

## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    ⑧:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和3年5月27日
支出額	85548 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 按分率85% (2021年5月16日~5月22日を除く) (按分した場合の積算方法 $130000 \times 0.85 - (130000 \times 0.85 \div 21) \times 7日 = 85548円$ )
使 途	和光市長選挙に使用した 事務所賃借料5月分(2021年5月16日~5月22日を除く)
支出先	リヨン

上記のとおり支出しました。

支出者名

井上航



# 賃貸借契約書

00001045-00107367

更新

ino-20-2

締結日 2020年 8月 29日

名称	アントワープ	号室	503
所在地	〒351-0112 埼玉県和光市丸山台1-10-18		
構造	RC		

賃料	120,000 円	共益費	10,000 円
敷金	360,000 円		
契約期間	2020年 10月 10日 から 2022年 10月 9日迄の 2年0ヶ月		
賃料振込先	[Redacted]		
特約	1.乙は更新料に更新料として、新賃料の1ヶ月分を甲へ支払うものとする。2.退去の際の室内クリーニング代は乙の負担とし、敷金1ヶ月分償却とする。乙の負担とし、敷金1ヶ月分償却とする。3.換気、消毒、7mワイド、香水等により着色・着臭があった際の修繕費用は乙の負担とする。4.乙が設置したものに對しては、退去の際、原状回復するものとする。5.第3条、第13条2項(イ)に該当する甲は乙が居室を居住用だけでなく事業用として使用する事を承諾するものとする。		

賃貸人 (甲)	住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
	氏名	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

賃借人 (乙)	ふりがな	いのうえ 航	電話番号	[Redacted]
	氏名	井上 航	固定	[Redacted]
			携帯	[Redacted]
	住所	<input type="checkbox"/> 物件住所と同じ <input type="checkbox"/> 場合はチェックのみ	[Redacted]	[Redacted]
	勤務先名	埼玉県議会	電話	048-830-6257
勤務先住所	埼玉県 都道府県 さいたま市浦和区高砂 3-15-1			

賃借人兼 入居者 (乙)	※公庫物件かつ法人契約の場合のみ入居者の署名・捺印が必要となります			
	ふりがな	[Redacted]	電話番号	[Redacted]
	氏名	[Redacted]	印	固定 携帯

連帯保証人  (極度額 賃料、共益費 の24ヶ月分)	ふりがな	[Redacted]	電話番号	[Redacted]
	氏名	[Redacted]	固定	[Redacted]
			携帯	[Redacted]
	現住所	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	勤務先名	[Redacted]	電話	[Redacted]
勤務先住所	都道府県			

仲介人  (管理会社兼 甲の代理人)	免許番号	国土交通大臣(5)第5667号		
	所在地	埼玉県和光市丸山台1-10-4	電話	048-469-5211
	名称	株式会社リゾン 和光支店		
	代表者	橋本 巖		
	取引主	[Redacted]	登録番号	[Redacted]

整理番号 51

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	3年5月27日	支出額	5,000 × 0.9 4,500 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	政務活動用車両駐車場代金
----	--------------

領収書等貼付欄	無所属県民会議
---------	---------

店番    □座番号



無所属県民会議 白岡支部様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳



RESONA

- ・政務活動用車両駐車場代金
- ・パークビル白岡全体管理組合

年-月-日	摘要	お支払金額	お預り金額	差
03-05-27	振替	*5,000	SMBC(カンリトウ)	

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③用途(用途を記載)、④発行者、⑤印を記載すること。  
※ 按分した場合は、積算方法を記載すること。

5よ

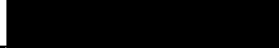

# 駐 車 契 約 書

パークシティ白岡全体管理規約（以下「規約」という。）第14条にもとづき、パークシティ白岡の区分所有者共同の利益のために管理者パークシティ白岡全体管理組合（以下「甲」という。）は、田重夫（以下「乙」という。）と後記表示駐車場棟（以下「駐車場」という。）の利用を目的とする駐車契約を締結する。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲・乙署（記）名押印のうえ各1通を保有する。

2019年6月21日

甲 埼玉県白岡市小久喜675番地の1  
パークシティ白岡全体管理組合  
理事長 **八木 孝治**

駐車場番号 (   ) 番

乙 住所 埼玉県白岡市小久喜675-1  
(A・B・C) 棟 パークシティ白岡B206  
306号室区分所有者  
氏名 田重夫 印

サイズ ( A ・ B ・ C ・ D ・ 軽 )

車 名 トヨタ アリウス α

車両登録番号 

第1条 甲はその管理にかかる駐車場の上記指定位置に、乙の上記自動車を駐車させる。但し、指定位置に駐車可能なサイズ（付属物等を含む）は、次の数字以下とする。

サイズ	車高 (mm)	車幅 (mm)	全長 (mm)
A	2,100	1,700	5,000
B	2,100	1,700	4,800
C	2,100	1,700	4,670
D	2,100	1,800	5,000
軽	2,100	1,700	4,200

第2条 前条の駐車料金（以下「駐車場使用料」という。）は自動車1台分月額金 5,000 円也とする。  
2. 乙は本契約締結と同時に前項の駐車場使用料は、パークシティ白岡棟別管理規約第68条に従い、甲または甲の指定する者に支払うものとする。但し、1ヶ月未満の駐車場使用料は日割計算による。  
3. 駐車場施設の改善、または租税公課の増徴、物価の騰貴等により第1項の駐車場使用料が不相当なときは、甲は契約期間中であっても乙に対して規約第53条にもとづき、駐車場使用料を改することができる。

第3条 乙は駐車場を乙の上記自動車の駐車のみを使用し、それ以外の用途に供しない。  
2. 乙は別に定めるパークシティ白岡全体使用細則ならびに甲の指示を誠実に遵守するものとする。

第4条 乙は駐車に関する乙の権利を第三者に譲渡または転貸してはならない。  
2. 乙は、乙の所有する住宅部分を譲渡または貸与する相手方が同居する家族であるときは、規約第14条にもとづき駐車場を甲と新たに駐車契約することにより使用することができる。

乙は、第1条記載の場所に乙の来訪者以外の第三者の自動車を駐車せしめてはならない。但し、万止むを得ないものとして甲の文書による承認を得た場合は、この限りでない。前項但し書きの場合には、乙は事前に事由を付して甲に申し出るとともに、甲の承認を受けたときは、遅滞なく甲の指定する~~急書~~を差し入れる等、必要な手続きを行わなければならない。

第5条 乙は、乙の自動車を自己の責任と負担をもって管理するものとし、甲は、自動車の盗難、故障、破損及び部品、車内の物品等の盗難、紛失並びにこれらに類する一切の事故についてその責を負わない。

第6条 乙は、駐車場において万一事故が発生した場合は速やかに甲に通知し、その指示に従うものとする。

2. 乙は、上記の自動車の車種等を変更する場合、事前に変更届けを提出し、甲の承諾を得なければならない。

第7条 甲は乙の請求により「自動車の保管場所の確保等に関する法律」第4条第1項の規定にもとづく自動車の保管場所の確保を証する書面に所要の証明を行う。

第8条 甲は、駐車場の補修その他については、自然の損耗等、甲が修繕の必要を認めたものに限り行う。

第9条 甲は、駐車場の修理、保全並びに防犯、防災等に関し、または、維持管理、その他規約に定める甲の業務を行うため必要あるときは、乙の駐車を中止し、または乙の自動車の移動等必要な措置を請求することができる。

2. 前項の場合、乙は速やかに甲の措置に協力しなければならない。

第10条 規約第14条2項の定めその他、乙が次の各号の一つに該当したときは、全体管理組合は、何らの通知催告を要せず、駐車契約を解除することができる。

- (1) 規約14条4項及び第32条に定める駐車場使用料の支払いを3ヵ月以上怠ったとき
- (2) 駐車場使用細則第1条2項に定める届出を行わないとき
- (3) 駐車場使用細則第4条に定める使用方法に違反したとき
- (4) 当該駐車場の管理に関する全体管理組合の指示、注意等に従わないとき
- (5) その他当該駐車場の他の駐車契約者に対して、著しい迷惑をかける等、全体管理組合において駐車契約者としてふさわしくないと判定されたとき
- (6) 駐車場使用料の支払いが4回以上遅延し、甲の催告にかかわらず支払期日を守らないとき
- (7) 本契約各条項もしくは規約、全体使用細則、駐車場使用細則に違反したとき
- (8) 規約第36条によりパークシティ白岡全体管理組合を脱退したとき

2. 前項の場合、乙は速やかに指定駐車位置及び駐車場使用細則第4条(9)のリモコンを全体管理組合に返還しなければならない。

3. 乙が前項により本契約を解除された後、なお明渡しに应ぜず、乙の自動車等が駐車場内にあるときは、甲は乙の費用をもって適宜の方法で搬出できるものとし、乙はなんら異議なきものとする。

4. 前項は、期間満了又は中途解約の場合も準用する。

第11条 乙またはその関係者(家族、代理人、運転手、使用人等を含む。)が故意又は過失によって駐車場およびその付帯設備に損害を与えたときは、乙は自己の責任においてこれを補償するものとする。ただし、これらの修復は乙の費用において甲が行う。

2. 前項の乙またはその関係者が駐車場で、故意または過失により第三者および他の自動車等に対して人的または物的損害を与えたときは、乙はその責任において直接その相手方に対して損害賠償するものとする。

第12条 本契約期間は、~~2020年12月31日~~月~~31~~日から2020年12月31日までとする。

2. 本契約期間中であって、~~2~~ヵ月前、乙はいつでも書面による予告をもって本契約を解約することができる。この解約の効力発生日は、甲からの申し出による時は2ヵ月経過した日とし、乙からの申し出による時は、申し出日の属する月の末日とする。

3. 前項による甲または乙から解約の予告がなかったときは、本契約は期間満了の翌日から更に1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

第13条 本契約ならびにパークシティ白岡全体管理規約および使用細則に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定する。

整理番号 25

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費	
9:資料購入・作成費    10:交通費	

支出年月日	<u>3</u> 年 <u>5</u> 月 <u>27</u> 日	支出額	<u>14,400</u> 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	<u>駐車場代(事務所用)</u>		
領収書等貼付欄			

領収証

無所属県民会議 久喜支部  
埼玉県議会議員 石川忠義 様 No. \_\_\_\_\_

金額									

但 R3 年 6 月分 駐車代 (2台分)  
R3 年 5 月 27 日 上記正に領収いたしました

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額 ( % )	

収入印紙



$16,000 \times 0.9 = 14,400$   
政務活動に使用可能な限り合計 9/10 ありあり

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



整理番号 23-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費                      2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費                              4:要請・陳情等活動費                      5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費                      ⑦:事務所費                      8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費                      10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2021年 5月27日	支出額	12,000 円
使 途	<p style="text-align: center;">駐車料金(6月分)                      [15,000×80%=12,000]</p> <p style="text-align: center;">株式会社東急コミュニティー</p>		

領収書等貼付欄      別紙参照

○政務活動 車両用

○自宅マンションに自家用車両と政務活動車両の2台分、馬主車場を借りています。

区分所有者でないとマンション馬主車場を借りれないため、契約者は実父 [REDACTED] になっています。

⑤ 金野桃子

## 自動車駐車契約書

〔以下「甲」という。〕と〔以下「乙」という。〕とは、  
敷地内駐車場内に甲の指定する自動車（以下「登録自動車」という。）を駐車するため、  
〔以下「運営細則」という。〕に則り次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

## 第1条（登録自動車並びに駐車区画）

甲が駐車する登録自動車並びに駐車区画は次のとおりとする。

車名 トヨタカローラスポーツ  
車両登録番号  
車両所有者名 桃子  
車両使用者名 桃子  
駐車区画

また、登録自動車は、別途定めた規格に適合したもののみとし、甲は、それを証する書類を、契約締結時に乙に提示するものとする。登録自動車変更時も同様とする。

2. 甲は、登録自動車を変更しようとする場合は、事前に乙にその旨を申し入れ、乙の承認を得なければならない。車体検査、修理等のため一時他の車を駐車させる場合も同様とする。
3. 登録自動車の駐車について乙が甲に駐車区画を指定した場合、甲はその区画以外の場所には駐車してはならない。
4. 登録自動車については、申込制限内（全長・全幅・全高・総重量）で甲が使用する区画に収容可能なものとする。

## 第2条（契約の期間）

契約期間 2020年2月10日から2020年8月31日までとする。ただし、乙が期間満了の1ヵ月前までに甲に対して更新拒絶の通知をしない場合は、更に1ヵ年間同一条件をもって契約は更新され、以後この例による。

## 第3条（駐車場使用料）

甲は、駐車場使用料として毎月下記のとおり乙に支払うものとする。

- (1) 駐車場使用料 月額 15,000円  
尚、契約期間が1ヵ月に満たない場合の駐車場使用料は日割計算とする。
- (2) 支払い期日 翌月分を当月27日まで  
当日が休日に当たるときはその翌日までとする。
- (3) 支払い方法 管理費と一括払い

## 第4条（使用料の変更）

乙は、施設の改善又は一般物価の変動等により使用料が不相応になったときは契約期間中といえども、  
管理規約の手続きを経た後、駐車場使用料を変更することができる。

## 第5条（甲の賠償義務）

甲又はその家族、使用人、運転手、同乗者、その他甲に関係する者が故意又は過失により、本駐車場若しくはその施設又は本駐車場に駐車中の他の自動車若しくはその付属品に損害を与えた時は、甲が自己の責任と負担において、その損害を相手方に対し賠償しなければならない。

第6条 (乙の免責)

1. 乙は、天災、地災、火災、水害(台風又は豪雨による浸水その他の損害を含む。)、盗難その他乙の責に帰すべからざる事由により甲の自動車、その他の物品につき蒙った損害の責めを負わないものとする。管理者(建物の区分所有等に関する法律第25条に定める管理者をいう。)についても、同様とする。
2. 甲は、前項に掲げる事由により自動車に損害を受けるおそれがあるときは、その責任と負担において自動車を安全な場所へ移動させる等の措置を講じるものとする。

第7条 (権利処分の禁止)

- 契約者は理由の如何を問わず本駐車場を第三者に使用させ(但し、管理規約第15条第4項の場合を除く。)又は本駐車場を使用する権利を第三者に譲渡する等の処分行為を一切してはならない。
2. 運営細則第4条に基づく使用希望者は、その登録順位を第三者に譲渡する等の処分を一切してはならない。

第8条 (禁止行為)

甲は、下記の行為をしてはならない。

- (1) 本契約の目的以外に本駐車場を利用すること。
- (2) カーポート、その他の構築物を設置すること。
- (3) 本駐車場に引火物、その他の危険物を持ち込むこと。
- (4) 本駐車場に車の修理器具、スペアタイヤ、ガソリン缶等の物品を置くこと。
- (5) 運営細則第13条に定めた遵守事項を、忠実に実行すること。

第9条 (解約)

本契約期間中といえども、甲又は乙は書面による1ヵ月前の予告をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、予告期間の満了と同時に本契約は終了する。ただし、甲はこの予告期間にかえ、1ヵ月分の駐車場使用料相当額を乙に支払い、即時解約することができるものとする。

第10条 (使用権の消滅)

- 甲が下記各号の一に該当する場合は、乙は甲に対して何等の通知催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 駐車場使用料を所定どおり支払わなかったとき。
  - (2) その他本契約の各条項に違反したとき。

第11条 (契約の終了)

契約の解除又は解約により契約が終了した場合は、甲は無条件にて車両を直ちに駐車場外に搬出し、乙より貸与された操作鍵を速やかに乙に返却しなければならない。

第12条 (定めなき事項)

本契約に定めなき事項については、甲乙誠意をもって協議の上処理するものとする。  
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通宛保有する。

2020年2月8日

甲 (借主)

乙 (貸主)

理事長

号室

管理組合

2021年6月14日

領収書No. 43842021060001



(管理受託会社)  
株式会社 東急コミュニティー  
〒158-8509  
東京都世田谷区用賀目10番1号  
世田谷区世田谷ビルアタワー

金野 桃子 様

埼玉県川口市本町四丁目1番8号  
川口センタービル2階

株式会社 東急コミュニティー  
第一事業部(マンション)  
北関東支店 営業チームB

# 領 収 書

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
下記のとおり領収いたしましたのでご確認お願いいたします。

金額		¥15,000- (内、消費税等額 ¥0)					
入金日	号室	該当年月	項目名	摘要	本体金額(円)	消費税等額(円)	税込金額(円)
2021/05/27		2021/06	駐車場使用料		15,000	0	15,000
合 計					15,000	0	15,000
お問合せ先		住 所 埼玉県川口市本町四丁目1番8号 川口センタービル2階 担当部署 第一事業部(マンション) 北関東支店 営業チームB TEL 0120-011-109 担当者					
備 考							

【注意】  
下記の場合は無効です。

- ・金額訂正又は改ざんしたもの
- ・収納した小切手等が不渡の場合
- ・手書きによるもの
- ・社印のないもの

㊤収入印紙

整理番号 18

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和3年5月28日	支出額	85,318円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所賃料 (令和3年5月分)
----	-----------------

### 領収書等貼付欄

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

支払先 (株)谷澤総合コンサルタント

口座名義 八子朋弘

94,798 × 0,9 = 85,318

政務活動に使用する割合が 90%であるため

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

18-1



# 普通預金(兼お借入明細)

7

年-月-日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高 <small>(-の表示がある場合は、お借入残高を表わします。)</small> (円)
03-05-28	振替	*94,798	RKS(チンリョウトウ)	

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

名義人 八子朋弘

整理番号 47

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費    2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費    7: 事務所費    8: 事務費 9: 資料購入・作成費    10: 交通費
------------------------------	--

支出年月日	3 年 5 月 28 日	支出額	65,394 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所賃借料		

領収書等貼付欄

	摘 要	お支払金額	お預り金額	差引残高
	03-05-28 .送金	*72,660		

③ 事務所賃借料    ⑤ 石川忠義  
 72,660 (¥72,000 家賃、¥660 手数料) × 0.9 = 65,394  
 政務活動費に使用可能割合は 9/102 あり。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 事業用建物賃貸借契約書【更新】

貸主： [ ] (以下「甲」という) と  
 借主： 石川 忠義 (以下「乙」という) 及び  
 連帯保証人： [ ] (以下「丙」という) は、  
 下記の物件（以下「本物件」という）について下記の内容及び契約諸条項を取り決めて、  
 建物賃貸借契約（以下「本契約」という）を締結した。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名称	(082)コバヤシビルB棟(管理外) 2 階 201 号室		
	所在地	(住居表示) 〒 346-0003 埼玉県久喜市久喜中央2丁目4-30 (登記簿)		
	種類	貸店舗・事務所(一部)	家屋番号	
	面積	39.68 m <sup>2</sup>	構造・階数	鉄骨造 2 階建
	貸主・転貸人	住所 [ ] 氏名 [ ]	間取	
	物件の管理者	住所 〒 [ ]		
		氏名 [ ] 電話 [ ]		

(2) 賃貸借条件	使用目的	事業				
	借主	フリガナ	イシカワ タダヨシ		電話番号	[ ]
		氏名	石川 忠義		携帯電話	[ ]
		生年月日	1969年12月5日		性別	男性
		勤務先名	埼玉県議会			
	入居者名	続柄	氏名	性別	生年月日	電話番号
		本人	石川 忠義	男性	1969年12月5日	[ ]
						合計 1 名
	連帯保証人	フリガナ	[ ]	電話番号	[ ]	
		氏名	[ ]	携帯電話	[ ]	
		性別	[ ]	生年月日	[ ]	
	月額	家賃	65,455 円	消費税	6,545 円	税込 72,000 円
		共益費	0 円	消費税	0 円	税込 0 円
駐車料		0 円	消費税	0 円	税込 0 円	
		0 円	消費税	0 円	税込 0 円	
		0 円	消費税	0 円	税込 0 円	
月額合計					72,000 円	
契約金一時金	敷金	144,000 円		礼金	0 円	
	火災保険料	39,210 円			0 円	
		0 円			0 円	
更新料	新家賃の 1 ヶ月分	更新事務手数料	新家賃の 0.5 ヶ月分+消費税			
火災保険	日新火災海上保険株式会社					
契約期間	始期	2021年5月21日		から	3 年 0 ヶ月	
	終期	2024年5月20日		迄の		
解約予告	解約の効力は、乙が解約の申し入れをした日から 2 ヶ月の経過をもって発生する					
家賃、管理・共益費等、及び駐車料等の支払方法並びに支払期限	金融機関	[ ]	支店	[ ]		
	口座	[ ]	口座番号	[ ]		
	名義人	[ ]				
	持参先	[ ]				
翌月分を毎月 末 日までに 振込						



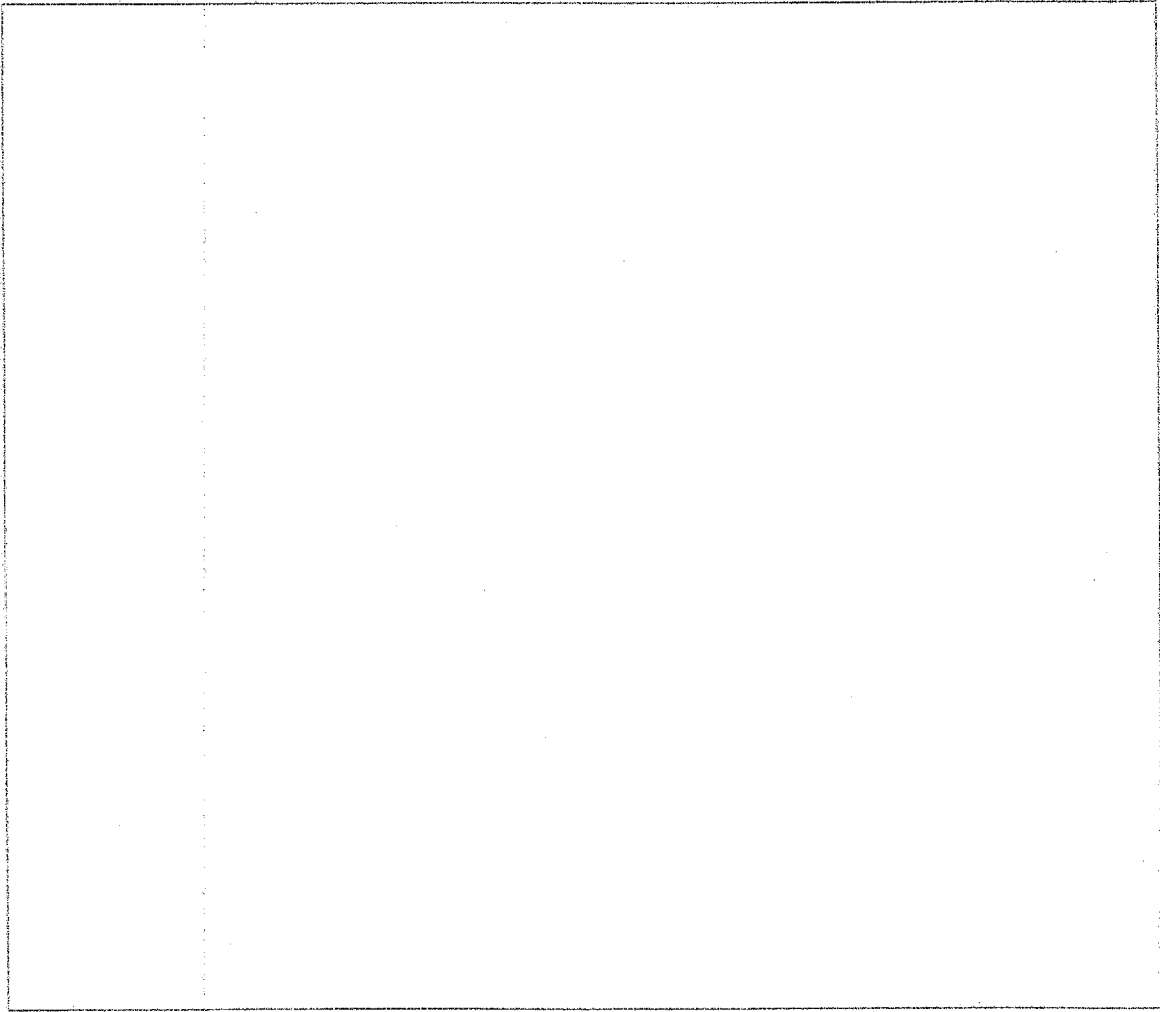
整理番号	28-1
------	------

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費                      2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費                              4:要請・陳情等活動費                      5:広報費 【経常的経費】 6:人件費                      ⑦事務所費                      8:事務費 9:資料購入・作成費                      10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	2021年 5月28日	支出額	46,937 円
使 途	事務所賃貸(6月分) オルテ地所開発株式会社		$[55,220 \times 85\% = 46,937]$ $50,000 + 5,000 + 220$ (税)                      (手数料)

領収書等貼付欄 別紙参照



⑤ 金野桃子

## 覚書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という) と借主 金野桃子 (以下「乙」という) は、  
下記物件に付き、下記条項を合意したので覚書とする。

甲と乙は本覚書を2通作成し、それぞれ署名・捺印し各自保管するものとする。

## 記

1. 甲と乙は、下記物件の月額賃料を2019年10月分(2019年9月末日までに支払い分)より50,000円(別途消費税)に変更することを承諾する。
2. 甲と乙は、本覚書に記載なき事項は、原契約に定めるところによることを確認する。

【物件概要】 所在地 埼玉県戸田市本町1-21-8  
名称 パークハイツ熊木  
号室 1階(事務所)

以上

2019年9月30日

貸主 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

借主 住所 戸田市本町1-21-8-1A

氏名 金野桃子



年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
12/1	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12/2	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12/3	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12/4	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12/5	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12/6	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12/7	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12/8	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12/9	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12/10	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12/11	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12/12	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12/13	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12/14	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12/15	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12/16	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12/17	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12/18	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12/19	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12/20	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12/21	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12/22	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12/23	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12/24	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12/25	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12/26	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12/27	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12/28	03-05-28 振替	*55,220	RKS(札付手)	[REDACTED]
12/29	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12/30	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12/31	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお支払しができる予定日を表示します。  
 お支払可能時期は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。  
 ○本簿帳の下記項目における金額・残高の単位について  
 (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高  
 ・外貨普通預金の場合は、通貨別送し部に記載された通貨単位となります。  
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

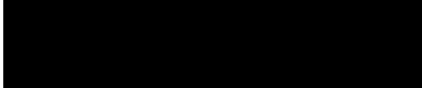
整理番号

58

## 政務活動費支出証明書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	3年 5月20日
支出額	57,200 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $68,000 \times 0.25$ )
使途	事務所家賃
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

岡重夫  印

## 第4回更新 店舗賃貸借契約書

所在地	埼玉県白岡市小久喜 1203-1	
店舗物件の 表 示	木造亜鉛鋼板平屋建店舗	
	39.67㎡	
此賃借料	壹ヶ月	敷金
	68,000 円也	136,000 円也 (無利息の約定)

貸主 ■■■■■・■■■■■ を甲として、借主 無所属県民会議白岡支部 岡 重夫 を乙とする。甲は上記所在の店舗を乙に上記賃賃料を以って賃貸したるにつき、下記条項を 双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。

第2条 賃貸借の期間は 2019年9月1日より2022年8月31日 迄向う3カ年とする。但し期間満了の場合は甲乙合議の上更新することも出来る。

第3条 乙は賃借料翌月分を毎月末日迄に甲方に持参し支払うか、又は指定したる方法にて支払うこと。

第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃貸物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じた時は双方協議の上定めるものとする。

第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の様様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復す。

第6条 乙は本件店舗に於て 政務調査 以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。

第7条 下記の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して 乙に対して明渡しを求めることが出来る。

1. 乙が前2ヶ条(第5条・第6条)の各規定に違反した場合。
2. 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
3. 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠った場合。本件建物が焼失又は大破した場合。

第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害賠償を しなければならない。借主が賠償金額を支払わず又借賃の支払いを怠った時は、 貸主は敷金をもってこの弁済に充当することができる。

第9条 乙の都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際借賃は期間に応じ清算し乙に返還すること。

第10条 (特約条項)

- 家賃振込先： [redacted] 宛
- 公共事業等により、万一立退き及び休業等の場合、その補償金を甲に請求しないこととする。
- 水洗トイレ、浄化槽管理費、街灯電気代等共通費用は賃料と別途支払うものとする。
- ガスは乙側の業者とする。
- 自動ドアが設置してあるが、壊れた場合は乙の費用負担とする。
- 更新時には、新家賃の1/2ヶ月分(消費税別途)を更新事務手数料として乙は支払うこととする。

以下余白

上記契約を証するため本契約書を2通作成し、各当事者署名捺印して各一通宛を所持する。

2019年7月17日

賃貸人(甲) 住所 [redacted]

氏名 [redacted]

賃借人(乙) 住所 白岡市小久喜1203-1

氏名 無所属市民会議白岡支部 岡重夫 (印)

連帯保証人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

仲介人 住所 〒319-0217 埼玉県白岡市小久喜1195-1 有限会社 田口住宅

氏名 代表取締役 吉岡由隆 TEL0480-92-7788 FAX0480-93-1855 (印)

取引主任者 登録番号 [redacted] (印)

整理番号 12

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1 調査研究費    2. グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3 広聴費    4 要請・陳情等活動費    5 広報費
	【経常的経費】
	6 人件費    7 事務所費    8 事務費
	9 資料購入・作成費    10 交通費

支出年月日 R3年5月31日	支出額 90,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載	

使 途 政務活動事務所 賃料 5月分

領収書等貼付欄

政務活動費 9割負担

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご利用明細は必ずお持ち帰りください

年月日	取扱店番	お取引内容
030531	10121	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
1455		***
時刻	税込手数料	お取引金額
19:44	¥440*	¥100,000*
お取引できない場合	残高	***
ご案内	お振り先は	***
依頼人は	オカムラ コリコ様	

政務活動事務所  
賃料 5月分

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



## 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [ ] (以下「甲」という。)と 岡村 ゆり子 以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

## 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	Weアオキビル 2階		
	所 在 地	(住居表示) 川口市青木2-9-26		
		(登記簿) 川口市青木二丁目146番地6、146番地5		
	構 造	鉄骨造/陸屋根/3階建の2階部分		
	種 類	事務所倉庫	新築年月	平成20年1月
面 積	63.74㎡			
附 属 施 設				

## 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所
-------

## 頭書(3) 契約期間

令和1年 11月 1日 から 令和4年 10月 31日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和1年 11月 1日

## 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 100,000円	敷 金	200,000円	家 財 保 険 料	借主で加入
礼 金	100,000円	仲介 手数料	110,000円(税込)		
その他の条件		振込手数料は借主負担です			
貸与する鍵	鍵No.				
	本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	[ ]			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

整理番号 11-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	3年5月31日	支出額	74,196 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所賃借料 R3.6月分		

領収書等貼付欄      無所属県民会議東松山支部

③ 事務所賃借料 R3.6月分

82,000円 + 440円 = 82,440円  
(振込料)

82,440 × 90% = 74,196円

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため90%の按分とする。

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
40476	03-05-31	13:00	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥82,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳		印	C 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
百	千	千	円

お振込明細またはご案内

お受取人  
ミツビシユー・イフク・イー  
ヒカ・シマツヤマ  
普通 0272630  
イセト- (カ様  
登録番号 0010  
マツサカ ヨシヒロ様

ご依頼人  
電話番号 [REDACTED]  
取扱番号 300213

印紙税申告納  
付につき浦和  
税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

# 事業用建物賃貸借契約書 (更新用)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という)と借主 松坂 喜浩 (以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約書」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と連帯保証人 (以下「丙」という)は、同契約締結のとおり乙の債務について連帯保証契約を締結した。

頭書(1)	名 称 鳥海店舗 北 (登記簿)	1 階
所在地	(住所表示) 東松山市箭弓町3丁目3-13	
種類	店舗	家屋番号
構造	木造	
面積	専有 12.00坪 (約)	その他使用可能な面積 (約) 0坪
物件の所有者	専有 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> (住所) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> (氏名) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	
使用目的	店舗	
賃料	月額 80,000 円(うち消費税 0 円)	(賃料の (金額) 3 ヶ月分) 240,000 円
管理費	月額 2,000 円(うち消費税 0 円)	(更新時増し金) 0 円
共益費	月額 0 円(うち消費税 0 円)	
駐車料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	礼金 0 円
付属施設料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	権利金 0 円
雑費	月額 0 円(うち消費税 0 円)	更新料 0 円
保険料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	更新手数料 0 円
保証金	0 円 (預かり済み)	保証料 0 円
敷金/保証金の返還時期	(3.3 相当日)	
保証金の償却	本物件の明渡し後	
契約期間	2023 年 01 月 01 日 から 2023 年 09 月 30 日迄の 3 年 0 カ月 0 日間	
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申出をした日から 3 カ月の経過をもって発生する。	
貸料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参先 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> (住所) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> (氏名) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	振込金額合計 (振込料はこの負担とする) 82,000 円

頭書(2)	付属施設	No.	No.
(1)	与える鍵	No.	No.
(2)	他の	No.	No.

本契約の締結を証する為本書3通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自が1通を保有する。  
令和 2 年 8 月 30 日

・本賃貸契約期間満了に際して、更新する時、賃借人は新賃料の1ヶ月分の更新料を支払う。

住所	〒 355-0028 埼玉県東松山市箭弓町1丁目13番15号 さくらビル1階	借主・甲	借主・乙
電話番号	0493-21-1000		〒 355-0044 埼玉県東松山市大宮正代1179
氏名	イセト一株式会社 代表取締役 中村ツタ子		松坂喜浩
乙の連帯保証人	丙 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> (住所) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> (氏名) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> (乙との関係) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> (電話番号) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> (勤務先) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> (極度額) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>		〒 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> (住所) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> (氏名) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> (乙との関係) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> (電話番号) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> (勤務先) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> (極度額) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>

(緊急時の連絡先)	〒 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> (住所) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> (電話番号) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	(乙との関係)
媒介業者	〒 355-0028 埼玉県知事 (1) 第23789号 埼玉県東松山市箭弓町1-13-15 さくらビル1階 イセト一株式会社 中村 ツタ子	媒介業者
免許番号	主たる事務所 埼玉県東松山市箭弓町1-13-15 さくらビル1階 代表者 中村 ツタ子	免許番号 主たる事務所 代表者
登録番号	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	登録番号 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
氏名	イセト一株式会社	氏名 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
所在地	埼玉県東松山市箭弓町1-13-15 さくらビル1階	所在地 埼玉県東松山市箭弓町1-13-15 さくらビル1階
電話	0493-21-1000	電話 0493-21-1000

整理番号 12-

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	3年5月31日	支出額	9,900 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	駐車場料 R3.6月分		

**領収書等貼付欄**

**無所属県民会議東松山支部**

駐車場料 R3.6月分 (事務所来客者用)

11,000円×90%=9,900円

政務活動に使用する割合が90%のため按分とする。

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
40476	03-05-31	12:59	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥11,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			認 証
円 円 円			円

お振込明細またはご案内

お受取人  
サイタマリツナ  
ヒカ`ツマツヤマ  
普通 4502906  
カ) サンアイフト`ウサン様  
登録番号 0003  
マツサ`カ ヨツヒロ様

お依頼人  
電話番号 [REDACTED]  
取扱番号 310033

印紙税申告納  
付につき消和  
税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。 →

# 駐車場使用契約書 (第3回更新)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 松坂 喜浩 (以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

## 頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地 東松山市箭弓町1丁目5251-1
名称	箭弓町第一駐車場
指定場所 No.	●

## 頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	登録番号
---------	------

## 頭書(3) 契約期間

契約期間	令和 2 年 11 月 1 日から 令和 4 年 10 月 31 日までの 2 ヶ年間
目的物件の引渡し時期	令和 年 月 日

## 頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 10,000 円 (別途消費税相当額 1,000 円)
敷金	金 10,800 円

支払期限：毎月末日までに 当月分・翌月分 を支払う

支払方法	金融機関 口座振替 口座番号 ● 口座名義 ● TEL: ● ※乗込による手数料は借主の負担とする
------	--

## 頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 ● 住所 ●
管理業者	商号又は名称 株式会社三愛不動産 所在地 東松山市箭弓町一丁目11番4号 TEL 0493-22-8118 賃貸住宅管理業者登録制度登録番号 国土交通大臣( )第 号

管理業者	商号又は名称 株式会社三愛不動産
所在地	東松山市箭弓町一丁目11番4号 TEL 0493-22-8118
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣( )第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 ● 住所 ●
-----	--------------

## 頭書(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名 ● 住所 ● 極度額 円
-------	-----------------------

## 頭書(7) 更新に関する事項

更新時、乙は事務手数料として新賃料の1/2 (消費税別) を仲介業者へ支払うものとする。

## 頭書(8) 特約事項

振込及び自動振替の手数料は乙の負担とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 2 年 9 月 3 日

《代理人》

甲・貸主	氏名 ● 住所 ● 商号 ● 代表者名 ● 住所 ● 氏名 松坂喜浩 住所 東松山市大字正代1779 TEL 0493-24-3704	株式会社三愛不動産 東松山市箭弓町一丁目11番4号 TEL ●
乙・借主 (法人の場合)	氏名 ● 住所 ● 氏名 ● 住所 ● 氏名 ● 住所 ● 極度額 円	● ● ● ● ● ● ●
宅地建物 取引業者	商号(名称) 株式会社三愛不動産 事務所所在地・TEL 東松山市箭弓町一丁目11番4号 0493-22-8111 免許証番号 埼玉県知事 ( 6 ) 第 17553 号	代表者 代表取締役 水谷幸太郎 登録番号 ●
宅地建物 取引士	氏名 ● 業務に従事する事務所名 株式会社三愛不動産 事務所所在地 東松山市箭弓町一丁目11番4号 TEL 0493-22-8118	登録番号 ●

※印は実印

整理番号 13-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	3年5月31日	支出額	14,400 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場料 R3.6月分		

**領収書等貼付欄**      **無所属県民会議東松山支部**

駐車場料 R3.6月分 (事務所員用)

8,000円 × 2台分 = 16,000円

16,000円 × 90% = 14,400円

政務活動に使用する割合が90%のため按分とする。

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りにください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
40476	03-05-31	13:00	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥16,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳		IC認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人

登録番号 0007

マツサカ ヨツヒロ様

お依頼人

電話番号 [Redacted]

取扱番号 310002

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

\*印紙税を貼付しない場合は\*印で消しております。 →

預り金  
3万円以上  
(借主保管  
用印付)  
200円未満

# 駐車場(自動車保管場所)契約書

所在地 埼玉県東松山市第3町3-4-1

名称 塚田駐車場 内第 [ ] 号

車種 プレートナンバー

賃料 壹ヶ月 金 8,000- / 円也  
(うち消費税 円也)  
金 金 円也(無利息の約定)

本証をもって預り証とする。 別紙預り証を発行する。

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第 1 条 賃貸借の期間は平成 30 年 1 月 1 日より平成 31 年 12 月 31 日迄の向う 1 ケ年とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。前記入力が不明の場合は自動的に契約更新ではない。
- 第 2 条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、元々ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第 3 条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第 4 条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。
- 第 5 条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第 6 条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第 7 条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第 8 条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に備すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第 9 条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は 1 ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

特約条項

支払 銀行振込  
銀行名 [ ]  
名義人 [ ]  
口座番号 [ ]

上記契約の証として、本契約書を 2 通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する。

平成 29 年 12 月 28 日

貸主(甲) 住所 [ ] 氏名 [ ]

借主(乙) 住所 東松山市正代1179 氏名 松坂喜浩

仲介人 住所 [ ] 氏名 [ ]

取引主任者 住所 [ ] 氏名 [ ] 登録番号 [ ]

整理番号

S-43-1

## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和 3 年 6 月 2 日
支出額	67,500 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 75,000円×90%)
使 途	事務所賃借代( 7 月分)
支 出 先	(株)コスモ

上記のとおり支出しました。

支出者名

鈴木 正 人





S-43-2

## 事業用賃貸借契約書（事務所）更新

貸主代理 ㈱ コ ス モ（以下「甲」という。）と借主 鈴木正人（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	成 田 貸 事 務 所		
	所 在 地	(住居表示) 志木市中宗岡1-1-2		
		(登記簿) 志木市中宗岡1-3471-3		
	構 造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ( ) /瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ( ) / ( ) 階建/全 ( ) 戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和 53年 4月
面 積	49.55㎡			
附 属 施 設				

### 頭書(2) 事業内容

事務所
-----

### 頭書(3) 契約期間

令和3年 1月 15日 から 令和6年 1月 14日まで (3年間)

### 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 75,000円 (内消費税等 円)	管理・共益費	月額 円 (内消費税等 円)	家 財 保 険 料	15,000円
敷 金	150,000円 (賃料 2ヵ月)	礼金	円	附 属 施 設 料	月額 円 (内消費税等 円)
	円 (賃料 ヵ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No. 本 数	XXXXXXXXXX		本	
賃料等の支払時期		翌月分を前月 日まで			
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 払 込	XXXXXXXXXX			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

S-43-3

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅) TEL	
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 株式会社 コスモ		
所在地	新座市新座3-4-41	TEL	048(480)3500
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣( )第 号		
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士:登録番号)	
		※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

更新事務手数料として家賃の1ヶ月分払うものとする
--------------------------

頭書(8) 特約事項

<p>事務所内外装・設備等、借主は貸主に対して、買取請求しないものとする。</p> <p>明け渡し時には中には何もない状態で引き渡すものとする。</p> <p>更新契約はいたしますが、建物老朽化に伴い生じる不具合は家主には修繕義務がなく、借家人が自ら修繕すべきものとする。</p> <p>事務所としての使用に耐えられなくなった場合は、速やかに明け渡すこと。明け渡しに際にかかる費用は貸主は一切負担いたしません。</p>
---

S-43-4

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月23日

甲・貸主代理	氏名	株式会社コスモ	TEL	048 (480) 3500
	住所	新座市新座3-4-41		
乙・借主	氏名	鈴木正人	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名		TEL	( )
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A		B	
宅地建物取引業者	商号又は名称	株式会社コスモ	商号又は名称	
	代表者の氏名	菊地 崇	代表者の氏名	㊟
	主たる事務所所在地・TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500	主たる事務所所在地・TEL	
	免許証番号	埼玉県知事(3)第21803号	免許証番号	( )第 号
	免許年月日	2年 4月 1日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引主任者	氏名		氏名	㊟
	登録番号		登録番号	知事第 号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社コスモ 新座市新座3-4-41 048-480-3500	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	

※㊟は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号	S	44	
------	---	----	--

鈴木正人事務所No. 44

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する項目の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    7:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和 3 年	支出額	4,950 円
	6 月 2 日		
		按分率	5,500 円 × 90%
使 途	7 <small>※項目番号</small>	産業廃棄物処理代(5月分)	

領収書等貼付欄

⑤ 鈴木正人

③ 産業廃棄物処理代 (5月分)

年-月-日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10	03-06-02 .送金	*5,500	ATM オオムラショウシ	
11				
12				

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※ 按分した場合は、積算方法も余白に記入すること。

お得意様コード [redacted]

S-44-2

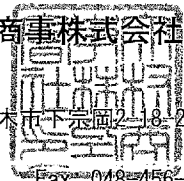
〒353-0002  
 埼玉県志木市  
 中宗岡1-1-2

鈴木正人事務所 様

**請求書**

2021/05/31 P. 1

大村商事株式会社



〒353-0003 埼玉県志木市下宗岡2-18-20

Tel: 048-472-0328 Fax: 048-456-0020



毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

取引銀行: 武蔵野銀行 志木支店 当座預金 No. 2000597  
 埼玉りそな銀行 志木支店 普通預金 No. 619492

今回御請求額

¥5,500

年月日	商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	
[鈴木正人事務所]						
	廃棄物処理代5月分	1	式	4,000	4,000	
	③段ボール収集運搬	1	式	1,000	1,000	
					小計	5,000
					消費税	500
					合計	5,500

備考：

このたび、弊社システムの変更に伴い、当社押印について従来のカラーからモノクロに変更になりましたのでご案内申し上げます。

整理番号 S-45-1

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="text-align: center;">1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="text-align: center;">3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="text-align: center;">6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p style="text-align: center;">9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和 3 年 6 月 2 日
支 出 額	<p>9,900 円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 11,000円×90%)</p>
使 途	契約駐車場代( 7 月分)
支 出 先	(有)恵久土地

上記のとおり支出しました。

支出者名                      鈴木 正 人



駐 車 場 契 約 書

所在地 富士見市水谷東 2-3248-1

車名 富久前 駐車場

賃料 1ヶ月 金 10,000 円也 (別途消費税)

敷金 金 円也 (無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は令和3年5月16日より令和4年5月15日まで1年とする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月 日までに翌月分を乙は甲指定の口座に振込むこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告もせずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場合以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規制に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑とならざるべき行為を一切なさざること。

第7条 乙の車に場合で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

第10条 乙の責任において取付けた看板等は本契約を解除するときは撤去し、無償にて明け渡すこと。

特約条項

振込先



上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上1通を所持する。  
令和3年5月16日

貸主(甲) 住 所 埼玉県富士見市水谷東 3-33-14

氏 名 有限会社 恵久土地

代表取締役 市川 功久



電 話

借主(乙) 住 所 埼玉県志木市中宗岡 1-1-2

氏 名 鈴木 正人

電 話 048-476-7525

仲 介 人

住 所

氏 名

電 話

取 引 主 任 者

氏 名

登 録 番 号

整理番号 7


## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	3年6月8日	支出額	1,320 × 0.85 1,122 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	マツト代金 (事務所)
-----	-------------

領収書等貼付欄	無所属県民会議
---------	---------



納品・領収書

無所属県民会議  
白岡支部 様

No. 170273

ダスキン愛の店フランチャイズ 〇〇店

**ダスキン 武**

〒349-0217 白岡市小久保  
TEL 0480-92-0285 FAX 0480-92-0646

次回お届け予定日 7月7日 発行日 3年6月8日

商 品 名	納品数	単 価	金 額	回収数	今回残
マツト G	1		1,320		

4-3828 印 紙  
5万円以上  
貼 付

お買上げ額

内消費税額

領収額  
1,320 円

上記正に領収致しました。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



15  
整理番号

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1. 調査研究費    2. グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3. 広聴費    4. 要請・陳情等活動費    5. 広報費
	【経常的経費】
	6. 人件費    7. 事務所費    8. 事務費
	9. 資料購入・作成費    10. 交通費

支出年月日	R3年6月15日	支出額	90,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途    政務活動事務所 賃料 6月分

領収書等貼付欄

政務活動費 9割負担

ご利用明細    三菱UFJ銀行

ご利用いただきありがとうございます。  
このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
0306150121	6860	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
6860		***
時刻	税込手数料	お取引金額
08.34	¥550*	¥100,000*
お取引できない場合	残高	***
*****		
ご案内	お振り	*****
お振込先は		
[Redacted]		
依頼人は		
オカムラ リリコ様		

政務活動事務所  
賃料 6月分

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

## 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と 岡村 ゆり子 以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	Weアオキビル 2階		
	所 在 地	(住居表示) 川口市青木2-9-26		
		(登記簿) 川口市青木二丁目146番地6、146番地5		
	構 造	鉄骨造/陸屋根/3階建の2階部分		
	種 類	事務所倉庫	新築年月	平成20年1月
面 積	63.74㎡			
附 属 施 設				

### 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所
-------

### 頭書(3) 契約期間

令和1年 11月 1日 から 令和4年 10月 31日まで (3年間)		
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%; border: none;">目的物件の引渡し時期</td> <td style="border: none; text-align: right;">令和1年 11月 1日</td> </tr> </table>	目的物件の引渡し時期	令和1年 11月 1日
目的物件の引渡し時期	令和1年 11月 1日	

### 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 100,000円	敷 金	200,000円	家 財 保 険 料	借主で加入
札 金	100,000円	仲介 手数料	110,000円(税込)		
その他の条件		振込手数料は借主負担です			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

整理番号 **62**

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費      7:事務所費      8:事務費	
9:資料購入・作成費      10:交通費	

支出年月日	3年6月24日	支出額	14,400. 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	駐車場代(事務所用)		
領収書等貼付欄			

領収証

無所属県民会議久喜支部  
埼玉県議会議員 石川忠義 様 No.

金額									
			4	1	6	0	0	0	

但

R3. 7月分 駐車場代 2台  
R3年 6月 24日 上記正に領収いたしました

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額 ( % )	

収入印紙

$$16,000 \times 0.9 = 14,400.$$

政務活動費に使用される割合は 9/10 であること

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号	54
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費    2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費    4：要請・陳情等活動費    5：広報費 【経常的経費】 6：人件費    ⑦：事務所費    8：事務費 9：資料購入・作成費    10：交通費
------------------------------	--

支出年月日	3年 6月 25日	支出額	9,000円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場代 (7月分)
-----	------------

領収書等貼付欄

③駐車場代 (7月分)

⑤埼玉県議会無所属県民会議行田支部

10,000 × 0.9 = 9,000 (政務活動に使用する割合が0.9であるため)

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
 お取引内容をお確かめのうえ、  
 お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		**	0000
取扱店	お取引日	時刻	
56509	03-06-25	15:56	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥10,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳		G 認証	
(1万円)	(6千円)	(1千円)	
円	円	円	円

お受取人	お振込明細またはご案内 <div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>
ご依頼人	7711カキヌマタカシ様 電話番号 048-554-1377 取扱番号 250002

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。 →

## 駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] と借主 柿沼貴志は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃地借契約を締結した。

頭書 (1) 駐車場の表示

所在地 行田市忍 2 丁目 144 番 1144 番-12

頭書 (2) 使用目的

来客用駐車場

頭書 (3) 契約期間

令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日までの 1 年間

頭書 (4) 賃料

10,000 円/2 台 (支払い方法: 振込)

頭書 (5) 更新に関する事項

自動更新

[REDACTED]

[REDACTED]

貸主 署名

[REDACTED]



借主 署名

柿沼貴志



整理番号	55
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費    2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費    4：要請・陳情等活動費    5：広報費 【経常的経費】 6：人件費    ⑦：事務所費    8：事務費 9：資料購入・作成費    10：交通費
------------------------------	--

支出年月日	3年 6月 25日	支出額	4,500円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場代 (7月分)
-----	------------

領収書等貼付欄

③駐車場代 (7月分)

⑤埼玉県議会無所属県民会議行田支部

5,000 × 0.9 = 4,500 (政務活動に使用する割合が0.9であるため)

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
56509	03-06-25	15:56	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,000	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 円 千 百 円			硬 貨 認 証

お 受 取 人	お振込明細またはご案内	電 信
ご 依 頼 人	サイタマケンキ カイムウヨソ クケンシソカイ様 電話番号 048-554-1377 取扱番号 250001	印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。 →

# 駐車場使用契約書

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。) と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。) は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

## 頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	行田市忍2丁目152番2		
	名称	忍2丁目駐車場	指定場所	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>

## 頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	スタッフ及び来客用	登録番号	
---------	-----------	------	--

## 頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年6月24日から 令和2年6月23日までの 1年間
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

## 頭書(4) 賃料・敷金

賃料 (駐車場使用料)	5,000円/1台		
敷金	金		円
支払期限: 契約時一括支払い			
支払方法	1. 口座振替	振込先金融機関名 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	
	2. 振込	預金: <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 口座番号: <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	振込手数料負担者: 借主
	3. 持参	持参先: <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	

## 頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
	住所	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>

管理業者	商号又は名称	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
	所在地・TBL	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号: 国土交通大臣 ( ) 第 ( ) 号	
	全国賃貸不動産管理業協会会員番号: <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士: 登録番号 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> ) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所 〒 -

(契約  
第1条  
物件」  
約」と

頭書(6) 更新に関する事項

自動更新
------

(契約  
第2条

頭書(7) 特約事項

--

2 甲及

(賃料  
第3条

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 1年 6月 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名 柳沼貴志	TEL 048-555-6083
	住所 埼玉県行田市栄町16-44	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

2 甲及

一 土

二 土

三 近

3 1ヶ

(敷金  
第4条

2 乙は

3 甲は

存在す

4 前項

ばなら

(禁止  
第5条

てはな

2 乙は

3 乙は

一 駐

二 駐

(乙の  
第6条

宅地建物 取引業者	商号(名称) 佃TLC 行田中央店	代表者 北川・直樹
	事務所所在地・TEL 埼玉県行田市忍2-18-32 048-553-3030	
	免許証番号 埼玉県知事(9)第11602号	
宅地建物取引 主任者	氏名	登録番号
	業務に従事する事務所 ピタットハウス行田中央店佃TLC	

※印は実印

(契約  
第7条

場合に

2 前項

において

3 乙は

4 本物

損害が



整理番号	56
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費    2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費    4：要請・陳情等活動費    5：広報費 【経常的経費】 6：人件費    ⑦：事務所費    8：事務費 9：資料購入・作成費    10：交通費
------------------------------	--

支出年月日	3年 6月 25日	支出額	27,000円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途	家賃 (7月分)
-----	----------

領収書等貼付欄

③家賃 (7月分)

⑤埼玉県議会無所属県民会議行田支部

30,000 × 0.9 = 27,000 (政務活動に使用する割合が0.9であるため)

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号			
0017		****			
取扱店	お取引日	時刻			
56509	03-06-25	15:55			
お取引内容	お取引金額(円)	手数料			
振込	¥30,000	¥0			
お取引後の残高(円)		おつり			
*****					
お取引現金内訳		印紙税			
(1万円) (5千円) (1千円)		認 証			
円 千 円		円			

お振込明細またはご案内

お受取人

ご依頼人

サイタマケンキ カイムシヨツ クケンミンカイ様

電話番号 048-554-1377

取扱番号 250001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。 →

## 事業用賃貸借契約書(事務所) <更新>

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野間貸店舗 1～2階 号室区画番号( 東 )		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番12号		
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 家屋番号 148番1		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ( ) / 瓦葺・スレート葺・ <span style="border: 1px solid black;">亜鉛メッキ鋼板葺</span> ・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ( ) / ( 2 )階建/全( 2 )戸		
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳
面 積	約117㎡ (登記面積 ㎡)			
附 属 施 設				

### 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所
---------

### 頭書(3) 契約期間

令和3年 6月24日 から 令和5年 6月23日まで ( 2 年間)	
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

### 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板 掲出料	無料	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
礼 金	30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担。			
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込				
	※振込手数料は借主負担となります				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名				

整理番号	40
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
------------------------------	--

支出年月日	令和3年 6月25日	支出額	¥88,660 × 0.8 70,928 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所費・事務所賃借料    7月分 (¥88,000+¥660送料)		

領収書等貼付欄	無所属県民会議	③事務所賃借料.7月分
---------	---------	-------------

リテール口座「くらしの通帳」    店番    普通預金口座番号  
埼玉りそな銀行    XXXXXXXXXX  
**普通預金** (兼総合口座)    西尾 西尾 清 樹  
**普通預金** (兼お借入明細)    9

年-月-日	摘 要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高 <small>(「-」の表示がある場合は、お借入残高を表します。)</small> (円)
03-06-25	.送金	*88,660	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

ご依頼人控

〔自動送金サービス・口座振替〕

自動送金サービス・  
口座振替のご利用銀  
行名に○をつけてく  
ださい。

- 〃 りそな銀行
- 〃 埼玉りそな銀行
- 〃 近畿大阪銀行

現在 契約 内容	ご送金人	引落口座	支店	普通	預金	口座番号		
		預金者名	齋藤 清					様
		ご依頼人名	齋藤 清					様
	お受取人	入金口座						
	受取人名						様	
送金期間等	送金日	25日	休日処理	前営業日	送金期間	01-06 ~ 06-05		
	送金方法	電信						
送金額	通常月	70,000 円						
	増減月	月	円	月	円	月	円	

上記自動送金サービス・口座振替を、次によりお取り扱ってください。

平成 / 年 月 日

お名前

齋藤 清

〒048-299-5680

いずれかに○をおつけください

変更  0109 分から変更します

年 月

解約  年 月 分送金後、解約します

※最終の送金年月をご記入下さい。  
【例】20年1月送金分から中止する場合は、19年12月とご記入下さい。

変更項目  
のみ記入して  
ください

変更する項目に○をつけ、変更項目のみご記入ください

1	ご依頼人名 (カナ記入)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>										
2	入金口座	銀行		支店		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						
3	送金日	毎月	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 日	休日 処理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 1.前営業日に送金 <input type="checkbox"/> 2.翌営業日に送金						
4	送 金 増 減 額 ※	通常月	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ¥88,000 円									
		月	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 円									
		月	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 円									
		月	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 円									

※通常月・増減月いずれが一方の変更であっても、両方ご記入ください。

以上

# 貸室賃貸借契約書

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という) と借主 醍醐 清 (以下「乙」という) とは、次の条項に基づき貸室賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、甲の所有する埼玉県朝霞市本町二丁目1番1号 野口ビル101号室66㎡(約20坪)を乙の事務所として、次条以下に定める条件により乙に賃貸し、乙はこれを借り受ける。

第2条 この賃貸借契約の期間は、令和元年10月1日から令和4年4月30日までの3年7ヶ月間とする。(消費税改正時期にあわせ、これまで据え置いてきた家賃を見直し改正するもの)

第3条 本物件の賃料は、88,000円也(消費税を含む)と定め、毎月末に翌月分を支払うものとする。

第4条 契約期間中といえども甲の都合より本物件の明け渡しを求めたときは、乙は速やかにこれに応じるものとする。

第5条 乙は、自らの費用と負担にて設置したものについては、明け渡しの際自費をもって原形に復するものとする。

第6条 乙が甲の承認を得ないで次の行為をした場合、甲は本契約を解除することができる。契約が解除となった場合、乙は意義なく明け渡すこととする。

1. 本物件を第1条に定める目的以外に使用した場合。
2. 本物件を他に転貸し、もしくは第三者に占有させた場合。
3. 危険・不潔・騒音等管理上有害又は近隣の迷惑となる行為をした場合。

以上前三項に違背したときは、甲は乙に何らの通知・催告を要さないで本契約を解除できる。

第7条 本契約に定めない事項及び双方に疑義が生じた場合、甲・乙誠意をもって協議し円満に解決するものとする。

本日、契約の証として契約書2通を作成し、各1通を所持する。

令和元年9月1日

貸主(甲)

住所

野口ビル

氏名

朝霞市本町2-1-1

借主(乙)

住所

朝霞市田島2-15-91

氏名

西見 西村 清

## ATMご利用手数料

(1件あたり)

埼玉りそな銀行のATMで以下の銀行のキャッシュカード等をご利用の場合

ご利用時間		りそなグループ 関西みらい銀行 みなと銀行	その他の 提携金融機関
平日	8:45~18:00	無料	110円
	上記以外の時間帯	110円	220円*
土曜・日曜・祝日	終日		

- 三井住友銀行、みずほ銀行、横浜銀行、イオン銀行のカードをご利用の場合は、各行所定の手数料が必要となります。
- 提携金融機関によりご利用可能なお取引、時間、ご利用限度額が異なります。詳しくは各お取引金融機関へお問い合わせください。
- ※ゆうちょ銀行カードをご利用のお客さまの、土曜日9:00~14:00のご利用手数料は、110円となります。

埼玉りそな銀行・りそな銀行・関西みらい銀行(※1)のカード・通帳をご利用のお客さま

## ATMご利用時間

お取引内容		ご利用時間
普通預金 貯蓄預金 当座預金	お預入れ(※2)、お引出し、お振替え、残高照会、通帳記帳、カードによるお振込み(※3)、税金各種料金払込	ご利用のATM営業時間内
定期預金	お預入れ、お振替え	平日 8:00~19:00
	通帳記帳	平日・土日祝 8:00~19:00
振替お取り扱い 現金によるお振込み(※3)、税金各種料金払込		平日 8:45~18:00

- ご利用時間は最長の時間を記載しております。
- 店舗により営業時間やご利用可能なお取引が異なります。
- ※1 旧関西アーバン銀行の店舗で発行されたカード、通帳のお取り扱い  
カード：2019年10月14日まではお引出し(紙幣のみ)、残高照会、お振込みが可能です。  
通帳：2019年10月14日以前に発行された通帳はご利用いただけません。
- ※2 平日19:00以降および土・日・祝日はお預入れがあっても公共料金、融資ご返済等の口座振替に充当されません。  
当座預金の手形・小切手は平日15:00時点の残高でお支払します。
- ※3 お振込みにはお振込手数料が必要となります。お振込資金はATMご利用日にお預かりいたします。ただし、お受取人様の金融機関・口座状態によっては、即時入金できない場合があります。

お問合せは、お近くの「埼玉りそな銀行」の窓口へ

<https://www.saitamaresona.co.jp/>

## 手数料のご案内(消費税等込み)

### 振込手数料

(1件あたり)

		当社同一支店あて	当社本支店あて	他行あて
振込のお数に 関係なく 手数料は 一律です	マイゲート (インターネットバンキング)	無料		220円
	コミュニケーション ダイヤル (テレフォンバンキング)	無料		220円
	自動 音声 オペレーター			440円

ATM	カード (※1)	個人	無料	110円	440円
		法人・個人 事業主(※4)	110円	220円	440円
	現金	すべて のお客さま	330円	330円	660円

戻り(※2)	550円	880円
--------	------	------

自動送金サービス	220円	330円	660円
----------	------	------	------

法人・個人事業者向け ビジネスダイレクト EB・MT/FD	無料	330円	660円
-------------------------------------	----	------	------

振込・送金組戻手数料	880円(※3)
------------	----------

- りそなグループ各社(りそな銀行、関西みらい銀行)あての全てのお振込み、および、みなと銀行あてのマイゲート・コミュニケーションダイヤル、ATMによるお振込みは本支店扱いとなります。
- 店舗番号が異なる支店と出張所の間のお振込みは、本支店あてとしてお取扱いたします。
- ※1 ご使用カードのお取引店と利用するATMの管理支店が異なるお振込みは、本支店あてとしてお取扱いたします。ただし、振込先口座がATM管理支店と同一の場合は当社同一支店あてとしてお取扱いたします。ATMの管理支店はATMの出入口等に表示しております。(振込手数料以外に当社ATM利用手数料がかかります。)
- ※2 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を窓口でご提示いただいた場合は、ATM現金扱いの手数料とさせていただきます。  
上記に加え、りそなグループのご本人名義のカードをご提示いただいた場合は、ATMカード扱いの手数料とさせていただきます。
- ※3 再振込の場合は、振込・送金組戻手数料とは別にお振込みに応じた振込手数料が必要となります。
- ※4 個人事業主のお客さまは「屋号付口座」で事業性決済取引をしている方が対象となります。

 埼玉りそな銀行

RESONA

2019年10月1日現在

整理番号 41

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和3年 6月25日	支出額	¥33,220 × 0.8 26,576 円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所費 ・ 駐車場賃借料    7月分 (¥33,000+¥220送料)		

領収書等貼付欄      無所属県民会議      ③駐車場賃借料.7月分

店番      普通預金口座番号

リテール口座「くらしの通帳」      埼玉りそな銀行      [REDACTED] 様

**普通預金** (兼総合口座)      西尾 西月 清

**普通預金** (兼お借入明細)      9

年 月 日	摘 要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高 <small>〔-〕の表示がある場合は、お借入残高を表わします。〕</small> (円)
03-06-25	送金	*33,220	カシミカイバツ 引込ト	

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

ご依頼人控

〔自動送金サービス・口座振替〕

自動送金サービス・口座振替のご利用銀行名に○をつけてください。

- ☐ 長野りそな銀行
☑ 埼玉りそな銀行
☐ 関西みらい銀行

現在契約内容
ご送金人: 引落口座, 預金者名: 醍醐 清, 支店: 普通 預金, 口座番号: 様
お受取人: 入金口座: 埼玉りそな銀行 朝霞支店, 受取人名: かつみ蘭発 橋本 克己
送金期間等: 送金日: 25日, 送金方法: 電信
送金額: 通常月: 32,400円

上記自動送金サービス・口座振替を、次によりお取り扱いください。

1年10月25日

お名前: 醍醐 清
〒0240 1299 5680

いずれかに○をおつけください

変更項目のみ記入してください

変更: 分ちから変更します
解約: 年 月 分送金後、解約します
※最終の送金年月をご記入下さい。【例】20年1月送金分ちから中止する場合は、19年12月とご記入下さい。

変更する項目に○をつけ、変更項目のみご記入ください

1 依頼人名 (カナ記入)
2 入金口座: 科目, 銀行信金, 支店
3 送金日: 毎月, 休日処理
4 送金額: 通常月, 増減月

※通常月・増減月いずれか一方の変更であっても、両方ご記入ください。

以上

- 1.10.25

埼玉りそな銀行朝霞支店



# 更新契約書

貸貸人 有限会社土屋商事 (以下「甲」という) 及び賃借人 醍醐 清  
 (以下「乙」という) は、後記物件目録記載の駐車場 (以下、「本件駐車場」という。) の更新に関し、  
 次のとおり合意した。

名称	土屋第三駐車場	駐車位置	[Redacted] 番
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1878-1		
契約期間	2020年2月1日 から 2022年1月31日迄の 2 年間とする。		
賃料	金 16,500 円也	更新料	乙は更新時に新賃料の <u>2</u> ヶ月分 (税別) を甲に支払う。
内消費税	金 1,500 円也	更新手数料	乙は更新時に新賃料の 1 ヶ月分 (税別) を甲の委任した業者に支払う。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産㈱とする。
敷金	金 [Redacted] 円也	を既に預託済みである。	
保証金	金 [Redacted] 円也	を既に預託済みである。	

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

契約車の変更なし     契約車の変更あり    (契約車の変更有無に☑を入れて下さい)

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	来客車			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各台通を保有する。

2019年 12月 5日

貸貸人	住所	埼玉県朝霞市溝沼5-2-6		
	氏名	有限会社土屋商事		
賃借人	住所	埼玉県朝霞市田島2-15-91		
	氏名	醍醐 清 [Redacted] 印		
	自宅TEL	048-456-0226	携帯TEL	
	勤務先	醍醐 清事務所		
	勤務先住所	埼玉県朝霞市本町2-1-1 野口ビルF		
	勤務先TEL			
緊急時連絡先	住所	埼玉県朝霞市本町2-1-1 野口ビルF		
	氏名	醍醐 清	借主との関係	
	自宅TEL	048-299-5680	携帯TEL	[Redacted]
	勤務先	醍醐 清事務所		
	勤務先住所	同上		
	勤務先TEL	048-299-5680		

<仲介業者>

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号  
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己  
 免許証番号 埼玉県知事 (8)第 13750 号  
 宅地建物取引士 [Redacted]  
 登録番号 [Redacted]

# 更新契約書

貸貸人 有限会社土屋商事 (以下「甲」という) 及び賃借人 醍醐 清  
 (以下「乙」という) は、後記物件目録記載の駐車場 (以下、「本件駐車場」という。) の更新に関し、  
 次のとおり合意した。

名 称	土屋第三駐車場	駐車位置	[REDACTED] 番
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1878-1		
契約期間	2020年2月1日 から 2022年1月31日迄の 2 年間とする。		
賃 料	金 16,500 円也	更新料	乙は更新時に新賃料の 2 ヶ月分 (税別) を甲に支払う。
内消費税	金 1,500 円也	更新手数料	乙は更新時に新賃料の 1 ヶ月分 (税別) を甲の委任した業者に支払う。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産㈱とする。
敷 金	金 円也	を既に預託済みである。	
保証金	金 円也	を既に預託済みである。	

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

契約車の変更なし  契約車の変更あり (契約車の変更有無に☑を入れて下さい)

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	来客用			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を保有する。

2019 年 12 月 5 日

賃貸人	住 所	埼玉県朝霞市溝沼5-2-6		
	氏 名	有限会社土屋商事		
賃借人	住 所	埼玉県朝霞市田島2-15-91		
	氏 名	醍醐 清		
	自宅TEL	048-456-0226	携帯TEL	
	勤務先	醍醐清事務所		
	勤務先住所	埼玉県朝霞市本町2-1-1 野口ビル1F		
	勤務先TEL	048-299-5680		
緊急時連絡先	住 所	埼玉県朝霞市本町2-1-1 野口ビル1F		
	氏 名	醍醐清	借主との関係	
	自宅TEL	048-299-5680	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	醍醐清事務所		
	勤務先住所	同上		
	勤務先TEL	048-299-5680		

〈仲介業者〉

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号  
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己  
 免許証番号 埼玉県知事 ( 8 ) 第 13750 号  
 宅地建物取引士 [REDACTED]  
 登録番号 [REDACTED]

## ATMご利用手数料

(1件あたり)

埼玉りそな銀行のATMで以下の銀行のキャッシュカード等をご利用の場合

ご利用時間		りそなグループ 関西みらい銀行 みなと銀行	その他の 提携金融機関
平日	8:45~18:00	無料	110円
	上記以外の時間帯	110円	220円*
土曜・日曜・祝日	終日		

- 三井住友銀行、みずほ銀行、横浜銀行、イオン銀行のカードをご利用の場合は、各行所定の手数料が必要となります。
- 提携金融機関によりご利用可能なお取引、時間、ご利用限度額が異なります。詳しくは各お取引金融機関へお問い合わせください。
- ※ゆうちょ銀行カードをご利用のお客さまの、土曜日9:00~14:00のご利用手数料は、110円となります。

埼玉りそな銀行・りそな銀行・関西みらい銀行(※1)のカード・通帳をご利用のお客さま

## ATMご利用時間

お取引内容		ご利用時間
普通預金 貯蓄預金 当座預金	お預入れ(※2)、お引出し、 お振替え、残高照会、 通帳記帳、 カードによるお振込み(※3)・ 税金各種料金払込	ご利用のATM営業時間内
定期預金	お預入れ、お振替え	平日 8:00~19:00
	通帳記帳	平日・土日祝 8:00~19:00
現金 お取り扱い	現金によるお振込み(※3)・税金各種料金払込	平日 8:45~18:00

- ご利用時間は最長の時間を記載しております。
- 店舗により営業時間やご利用可能なお取引が異なります。
- ※1 旧関西アーバン銀行の店舗で発行されたカード、通帳のお取り扱い  
カード：2019年10月14日まではお引出し(紙幣のみ)、残高照会、お振込みが可能  
です。  
通帳：2019年10月14日以前に発行された通帳はご利用いただけません。
- ※2 平日19:00以降および土・日・祝日はお預入れがあっても公共料金、融資返済  
等の口座振替に充当されません。  
・当座預金の手形・小切手は平日15:00時点の残高でお支払します。
- ※3 お振込みにはお振込手数料が必要となります。お振込資金はATMご利用日にお  
預かりいたします。ただし、お受取人様の金融機関・口座状態によっては、即時入金  
できない場合があります。

お問合せは、お近くの「埼玉りそな銀行」の窓口へ

<https://www.saitamaresona.co.jp/>

## 手数料のご案内(消費税等込み)

### 振込手数料

(1件あたり)

		当社同一支店あて	当社本支店あて	他行あて	
個人のお振込み ※1	マイゲート (インターネットバンキング)	無料		220円	
	コミュニケーション ダイヤル (テレホンバンキング)	無料		220円	
	自動 書留 オペレーター			440円	
ATM	カード (※1)	個人	無料	110円	440円
		法人・個人 事業者(※4)	110円	220円	440円
	現金	すべての お客さま	330円	330円	660円
窓口(※2)			550円	880円	
自動送金サービス		220円	330円	660円	
法人・個人事業者向け ビジネスダイレクト EB・MT/FD		無料	330円	660円	
振込・送金組戻手数料		880円(※3)			

- りそなグループ各社(りそな銀行、関西みらい銀行)あての全てのお振込み、および、みなと銀行あてのマイゲート・コミュニケーションダイヤル、ATMによるお振込みは本支店扱いとなります。
- 店舗番号が異なる支店と出張所の間のお振込みは、本支店あてとしてお取扱いたします。
- ※1 ご使用カードのお取引店と利用するATMの管理支店が異なるお振込みは、本支店あてとしてお取扱いたします。ただし、振込先口座がATM管理支店と同一の場合は当社同一支店あてとしてお取扱いたします。ATMの管理支店はATMの出入口等に表示しております。(振込手数料以外に当社ATM利用手数料がかかります。)
- ※2 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を窓口でご提示いただいた場合は、ATM現金扱いの手数料とさせていただきます。  
上記に加え、りそなグループのご本人名義のカードをご提示いただいた場合は、ATMカード扱いの手数料とさせていただきます。
- ※3 再振込の場合は、振込・送金組戻手数料とは別にお振込に応じた振込手数料が必要となります。
- ※4 個人事業者のお客さまは「屋号付口座」で事業性決済取引をしている方が対象となります。

 **埼玉りそな銀行**  
RESONA

2019年10月1日現在

整理番号

49

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費	
9:資料購入・作成費    10:交通費	

支出年月日	令和3年6月27日	支出額	149,495 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所家賃・7月分 (事務所150000、駐車場10000、共益費3000、消費増税分3000+105(振込料)×90%=149495)		

領収書等貼付欄

無所属県民会議 深谷・美里・寄居支部

事務所家賃  
(株)横田ハウジング  
武蔵野銀行 深谷支店 フ0216946

振込日	2021/06/27
振込依頼人名	エハラ クミコ
金融機関	武蔵野銀行
支店 / 出張所	深谷支店
預金種目	普通
口座番号	0216946
お受取人名	カ、ヨコタハウジング
振込金額	166,000 円
手数料	105 円

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 賃貸借契約書(更新)

平成31年4月15日

物件名称 Y's Precious I 101 号室  
所在地 埼玉県深谷市西島5丁目8番17号  
賃貸人 (甲) 株式会社横田ハウジング  
賃借人 (乙) 江原 久美子  
連帯保証人 (丙)  
敷金 450,000 円 更新料 更新料:新賃料1ヶ月  
新契約期間 平成31年4月16日から 令和4年4月15日迄  
新家賃 150,000 円 共益費 3,000 円  
駐車場 5,000 円 駐車場2台目 5,000 円  
賃料支払日 毎月末日までに翌月分を下記口座に振り込みにて支払うこと  
期間内解約 乙は甲に対して書面にて、1ヶ月前までに通知すること。

甲と乙及び丙は、平成28年4月16日より締結している上記物件の賃貸借契約について、更新の賃貸借契約を締結し、内容に変更のない事項については従来の契約内容を継承するものとし、その契約の証として、甲、乙及び丙は各一通を保持する。

## 特約事項

賃貸人(甲) 住所 埼玉県深谷市上柴町西4-6-8

氏名 株式会社横田ハウジング

賃借人(乙) 住所 [REDACTED] 連絡先TEL [REDACTED]

氏名 江原久美子

連帯保証人(丙) 住所 [REDACTED] 連絡先TEL [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 実印

※賃料振込先※

2019年9月吉日

物件名 Y's Precious I 101 契約者 江原 久美子 様

## 消費税率の変更に伴うお知らせ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2019年10月より施行される、消費税率の変更に伴うお知らせです。

- ・ 消費税率について10月から家賃の消費税率が10%になります。

(現家賃) 8%時の家賃

163,000円 (税込)

(変更後家賃) 10%時の家賃

166,000円 (税込)

- ・ 消費税率の変更時期

2019年11月分家賃(10月末にお支払い頂く家賃)から

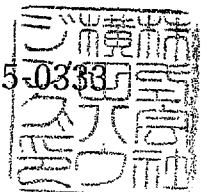
適用となります。

自動引き落としの手続きをされてる方は、金額の変更手続きもお願いいたしま

す。

ご不明点等ございましたら当社までご連絡をお願いいたします。

(株) 横田ハウジング 048-575-0383



整理番号	42
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費
	9:資料購入・作成費      10:交通費

支出年月日	2021年6月28日	支出額	100,899 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	7月分賃料		

**領収書等貼付欄**

- ③7月分事務所賃料+振込手数料(110円)
- ⑤並木まさとし県政事務所

※ 領収書は重ねて貼付し  
 ※ 領収書を貼るスペース  
 (別紙には整理番号(

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
 お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
10403	03-06-28	09:17
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥112,000	¥110
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (6千円) (1千円)		生体認証
円 円 円		円

お振込明細またはご案内	電話
お受取人	
サイトマリツナ	
コウノス	
普通 1441166	
1)アオキハイツ様	
登録番号 0002	
ナミキ マサツ様	
ご依頼人	
電話番号	
取扱番号 280001	

印紙税申告納  
 付につき浦和  
 税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

112,110 × 0.9 = 100,899  
 政務活動に使用する割合が9/10であるため

# 事業用建物賃貸借契約書 (更新用)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という)と借主 並木 正年

(以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、本契約を締結し、また乙と連帯保証人 XXXXXXXXXX (以下「丙」という)は、同契約約款のとおり乙の債務について保証契約を締結した。

頭書(1) 賃貸借の目的物の表示等	名称	青木ハイツ店舗			階	B		
	所在地	(登記簿) 鴻巣市本町三丁目2355番地8						
		(住居表示) 鴻巣市本町三丁目2番19号						
	種類	店舗	家屋番号	2355番8				
	構造	鉄骨造 / 地下0階付 2階建						
	面積	専有	49.68 m <sup>2</sup> (約	15.02坪)	その他使用可能な面積	m <sup>2</sup>		
		バルコニー	m <sup>2</sup> (約	坪)	(約	坪)		
物件の所有者	(住所)	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>						
	(氏名)	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>						
頭書(2) 賃借条件	使用目的	店舗 事務所						
	賃料	月額	110,000 円(うち消費税	10,000 円)	敷金 (更新時積み増し金)	(賃料の1ヵ月分) (金額)	100,000 円	
		管理費	月額	0 円(うち消費税		0 円)	(金額)	円
		共益費	月額	0 円(うち消費税		0 円)		
	駐車料	月額	0 円(うち消費税	0 円)	礼金			
	付属施設料	月額	0 円(うち消費税	0 円)	権利金			
	水道料	月額	2,000 円(うち消費税	0 円)	更新料	新賃料の 0.5ヵ月分		
	保険料	総額	17,000 円(うち消費税	円)		新賃料の 0.5ヵ月分		
	保証金		0 円		更新手数料	新賃料の 0.5ヵ月分 (別途消費税)		
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後			保証料	円		
	保証金の償却	・建物明渡し時に		%	・契約更新時毎に		%	
		(総額)	円		(総額)	円		
		(うち消費税)		(円)	(うち消費税)		(円)	
		・その他			(償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)			
契約期間	令和3年05月18日 から 令和5年05月17日 迄の 2年 0ヵ月 0日間							
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 1ヵ月の経過をもって発生する。							
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	持参先 (住所) (氏名)						
	振込先	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>				振込金額合計 (振込手数料は乙の負担とする)  112,000 円		
	口座名義人	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>						
翌月分を毎月 末 日迄に甲指定口座へ振込 (振込手数料は乙の負担とする。)								



整理番号 19

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    7:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和3年6月28日	支出額	85,318円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所賃料 (令和3年6月分)		

### 領収書等貼付欄

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

支払先 (株)谷澤総合コンサルタント

口座名義 八子朋弘

94,798 × 0,9 = 85,318

政務活動に使用する割合が 90 %であるため

- ※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
- ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

19-1

### 普通預金(兼お借入明細)

8

年	月	日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円) <small>(「-」の表示がある場合はお借入残高を表わします。)</small>
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7	03	06-28	振替	*94,798	RKS(手引ヨウホウ)	
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

8

名義人 八子朋弘

整理番号 24

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	3年6月28日	支出額	5000 × 0.9 4500 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	政務活動用車両 駐車場代金
----	---------------

領収書等貼付欄 **無所属県民会議**

店番 □座番号



埼玉りそな銀行

無所属県民会議 白岡支部様

普通預金通帳



政務活動用車両 駐車場代金

18-7 行政用全体管理組合



RESONA

年-月-日	摘要	お支払金額	お預り金額	差
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
03-06-28	振替	*5,000	SMBC(カネヒト)	

※ 領収書等には、①年月  
うな記載)、④発行者、⑤  
※ 按分した場合は、積算

# 駐 車 契 約 書

パークシティ白岡全体管理規約（以下「規約」という。）第14条にもとづき、パークシティ白岡の区分所有者共同の利益のために管理者パークシティ白岡全体管理組合（以下「甲」という。）は、岡重夫（以下「乙」という。）と後記表示駐車場棟（以下「駐車場」という。）の利用を目的とする駐車契約を締結する。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲・乙署（記）名押印のうえ各1通を保有する。

2019年6月21日

甲 埼玉県白岡市小久喜675番地の1  
パークシティ白岡全体管理組合

理事長 **八木 孝治**

駐車場番号(                      )                      番

乙住所 埼玉県白岡市小久喜675-1  
(A・B・C)棟 パークシティ白岡B306  
306号室区分所有者

氏名

岡重夫

印

サイズ ( A ・ B ・ C ・ D ・ 軽 )

車 名 トヨタ アリオス α

車両登録番号                     

第 1 条 甲はその管理にかかる駐車場の上記指定位置に、乙の上記自動車を駐車させる。但し、指定位置に駐車可能なサイズ（付属物等を含む）は、次の数字以下とする。

サイズ	車高 (mm)	車幅 (mm)	全長 (mm)
A	2,100	1,700	5,000
B	2,100	1,700	4,800
C	2,100	1,700	4,670
D	2,100	1,800	5,000
軽	2,100	1,700	4,200

第 2 条 前条の駐車料金（以下「駐車場使用料」という。）は自動車1台分月額金 5,000 円也とする

- 乙は本契約締結と同時に前項の駐車場使用料は、パークシティ白岡棟別管理規約第68条に従い、甲または甲の指定する者に支払うものとする。但し、1ヶ月未満の駐車場使用料は日割計算による。
- 駐車場施設の改善、または租税公課の増徴、物価の騰貴等により第1項の駐車場使用料が不相当なときは、甲は契約期間中であっても乙に対して規約第53条にもとづき、駐車場使用料を改することができる。

第 3 条 乙は駐車場を乙の上記自動車の駐車のみで使用し、それ以外の用途に供しない。  
2. 乙は別に定めるパークシティ白岡全体使用細則ならびに甲の指示を誠実に遵守するものとする。

第 4 条 乙は駐車に関する乙の権利を第三者に譲渡または転貸してはならない。  
2. 乙は、乙の所有する住宅部分を譲渡または貸与する相手方が同居する家族であるときは、規約第14条にもとづき駐車場を甲と新たに駐車契約することにより使用することができる。

乙は、第1条記載の場所に乙の来訪者以外の第三者の自動車を駐車せしめてはならない。  
但し、万止むを得ないものとして甲の文書による承認を得た場合は、この限りでない。  
前項但し書きの場合には、乙は事前に事由を付して甲に申し出るとともに、甲の承認を受けたときは、遅滞なく甲の指定する念書を差し入れる等、必要な手続きを行わなければならない。

第5条 乙は、乙の自動車を自己の責任と負担をもって管理するものとし、甲は、自動車の盗難、故障、破損及び部品、車内の物品等の盗難、紛失並びにこれらに類する一切の事故についてその責を負わない。

第6条 乙は、駐車場において万一事故が発生した場合は速やかに甲に通知し、その指示に従うものとする。

乙は、上記の自動車の車種等を変更する場合、事前に変更届けを提出し、甲の承諾を得なければならない。

第7条 甲は乙の請求により「自動車の保管場所の確保等に関する法律」第4条第1項の規定にもとづく自動車の保管場所の確保を証する書面に所要の証明を行う。

第8条 甲は、駐車場の補修その他については、自然の損耗等、甲が修繕の必要を認めたものに限り行う。

第9条 甲は、駐車場の修理、保全並びに防犯、防災等に関し、または、維持管理、その他規約に定める甲の業務を行うため必要あるときは、乙の駐車を中止し、または乙の自動車の移動等必要な措置を請求することができる。

2. 前項の場合、乙は速やかに甲の措置に協力しなければならない。

第10条 規約第14条2項の定めその他、乙が次の各号の一つに該当したときは、全体管理組合は、何らの通知催告を要せず、駐車契約を解除することができる。

- (1) 規約14条4項及び第32条に定める駐車場使用料の支払いを3ヵ月以上怠ったとき
- (2) 駐車場使用細則第1条2項に定める届出を行わないとき
- (3) 駐車場使用細則第4条に定める使用方法に違反したとき
- (4) 当該駐車場の管理に関する全体管理組合の指示、注意等に従わないとき
- (5) その他当該駐車場の他の駐車契約者に対して、著しい迷惑をかける等、全体管理組合において駐車契約者としてふさわしくないと判定されたとき
- (6) 駐車場使用料の支払いが4回以上遅延し、甲の催告にかかわらず支払期日を守らないとき
- (7) 本契約各条項もしくは規約、全体使用細則、駐車場使用細則に違反したとき
- (8) 規約第36条によりパークシティ白岡全体管理組合を脱退したとき

2. 前項の場合、乙は速やかに指定駐車位置及び駐車場使用細則第4条(9)のリモコンを全体管理組合に返還しなければならない。

3. 乙が前項により本契約を解除された後、なお明渡しに応ぜず、乙の自動車等が駐車場内にあるときは、甲は乙の費用をもって適宜の方法で搬出できるものとし、乙はなんら異議なきものとする。

4. 前項は、期間満了又は中途解約の場合も準用する。

第11条 乙またはその関係者(家族、代理人、運転手、使用人等を含む。)が故意又は過失によって駐車場およびその付帯設備に損害を与えたときは、乙は自己の責任においてこれを補償するものとする。ただし、これらの修復は乙の費用において甲が行う。

2. 前項の乙またはその関係者が駐車場で、故意または過失により第三者および他の自動車等に対して人的または物的損害を与えたときは、乙はその責任において直接その相手方に対して損害賠償するものとする。

第12条 本契約期間は、~~〇~~月〇日から2020年12月31日までとする。

2. 本契約期間中であって、~~〇~~ヵ月前、乙はいつでも書面による予告をもって本契約を解約することができる。この場合、解約の効力発生日は、甲からの申し出による時は2ヵ月経過した日とし、乙からの申し出による時は、申し出日の属する月の末日とする。

3. 前項による甲または乙から解約の予告がなかったときは、本契約は期間満了の翌日から更に1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

第13条 本契約ならびにパークシティ白岡全体管理規約および使用細則に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定する。

整理番号 **70**

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】                  1:調査研究費    2:グループ活動費                  【広聴・広報活動費】                  3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費                  【経常的経費】                  6:人件費    7:事務所費    8:事務費                  9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
----------------------------------	---

支出年月日	3年6月8日	支出額	65,394 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所賃借料		

領収書等貼付欄

<p>03-06-28 送金</p>	<p>*72,660</p>	
--------------------	----------------	--

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。  
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。  
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について  
 (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高  
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。  
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

③事務所賃借料    ⑤石川忠義  
 $72,660 (\text{¥}72,000 \text{ 家賃} + \text{¥}660 \text{ 手数料}) \times 0.9 = 65,394$   
 政務活動費に使用の割合 9/102223T

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 事業用建物賃貸借契約書【更新】

貸主： [ ] (以下「甲」という) と  
 借主： 石川 忠義 (以下「乙」という) 及び  
 連帯保証人： [ ] (以下「丙」という) は、  
 下記の物件 (以下「本物件」という) について下記の内容及び契約諸条項を取り決めて、  
 建物賃貸借契約 (以下「本契約」という) を締結した。

(1) 賃貸借の 目的物の 表示等	名称	(082)コバヤシビルB棟(管理外)		2 階	201	号室
	所在地	(住居表示) 〒 346-0003 埼玉県久喜市久喜中央2丁目4-30				
	種類	貸店舗・事務所(一部)	家屋番号		構造・階数	鉄骨造 2 階建
	面積	39.68 m <sup>2</sup>	間取			
	貸主・ 転貸人	住所	[ ]			
		氏名	[ ]			
	物件の 管理者	住所	[ ]			
		氏名	[ ]			
	電話	[ ]				

(2) 賃貸借条件	使用目的		事業				
	借主	フリガナ	イシカワ タダヨシ		電話番号	[ ]	
		氏名	石川 忠義		携帯電話	[ ]	
		生年月日	1969年12月5日		性別	男性	
		勤務先名	埼玉県議会				
	入居者名	続柄	氏名	性別	生年月日	電話番号	
		本人	石川 忠義	男性	1969年12月5日	[ ]	
					合計	1 名	
	連帯 保証人	フリガナ	[ ]	電話番号	[ ]		
		氏名	[ ]	携帯電話	[ ]		
		性別	[ ]	生年月日	[ ]		
	月額	家賃	65,455 円	消費税	6,545 円	税込	72,000 円
		共益費	0 円	消費税	0 円	税込	0 円
駐車料		0 円	消費税	0 円	税込	0 円	
		0 円	消費税	0 円	税込	0 円	
		0 円	消費税	0 円	税込	0 円	
	月額合計					72,000 円	
契約金・ 一時金	敷金	144,000 円	礼金			0 円	
	火災保険料	39,210 円				0 円	
		0 円				0 円	
更新料	新家賃の 1 ヶ月分	更新事務手数料	新家賃の 0.5 ヶ月分+消費税				
火災保険	日新火災海上保険株式会社						
契約 期間	始期	2021年5月21日		から			
	終期	2024年5月20日		迄の	3 年 0 ヵ月		
解約予告	解約の効力は、乙が解約の申し入れをした日から 2ヵ月の経過をもって発生する						
家賃、 管理・共益費等、 及び駐車料等の 支払方法並びに 支払期限	金融機関	[ ]	支店	[ ]			
	口座	[ ]	口座番号	[ ]			
	名義人	[ ]					
	持参先	[ ]					
	翌月分を毎月 末 日までに 振込						

整理番号

42-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費                      2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費                      4:要請・陳情等活動費                      5:広報費 【経常的経費】 6:人件費                      7:事務所費                      8:事務費 9:資料購入・作成費                      10:交通費		
	支出年月日	2021年 6月28日	支出額
使途	駐車料金(7月分)                      [15,000×80%=12,000] 株式会社東急コミュニティー		
領収書等貼付欄                      別紙参照			
<p>○政務活動車两用 ○自宅マンションに自家用 車両と政務活動車両の 2台分、駐車場を借り ています。 区分所有者でない マンション駐車場を 借りたため、 契約者は実父、 [黒塗り] となっています。</p>			
⑤ 金野桃子			



## 自動車駐車契約書

[ ] (以下「甲」という。)と [ ] 管理組合 (以下「乙」という。)とは、 [ ]  
 [ ]敷地内駐車場内に甲の指定する自動車 (以下「登録自動車」という。)を駐車するため [ ] 駐車場運  
 営細則 (以下「運営細則」という。)に則り次のとおり契約 (以下「本契約」という。)を締結する。

## 第1条 (登録自動車並びに駐車区画)

甲が駐車する登録自動車並びに駐車区画は次のとおりとする。

車 名 トヨタカローラスポーツ  
 車両登録番号 [ ]  
 車両所有者名 桃子  
 車両使用者名 桃子  
 駐車区画 [ ]

また、登録自動車は、別途定めた規格に適合したもののみとし、甲は、それを証する書類を、契約締結時に乙に提示するものとする。登録自動車変更時も同様とする。

2. 甲は、登録自動車を変更しようとする場合は、事前に乙にその旨を申し入れ、乙の承認を得なければならない。車体検査、修理等のため一時他の車を駐車させる場合も同様とする。
3. 登録自動車の駐車について乙が甲に駐車区画を指定した場合、甲はその区画以外の場所には駐車してはならない。
4. 登録自動車については、申込制限内 (全長・全幅・全高・総重量) で甲が使用する区画に収容可能なものとする。

## 第2条 (契約の期間)

契約期間 2020年 2月10日から2020年 8月31日までとする。ただし、乙が期間満了の1ヵ月前までに甲に対して更新拒絶の通知をしない場合は、更に1ヵ年間同一条件をもって契約は更新され、以後この例による。

## 第3条 (駐車場使用料)

甲は、駐車場使用料として毎月下記のとおり乙に支払うものとする。

- (1) 駐車場使用料 月額 15,000円  
尚、契約期間が1ヵ月に満たない場合の駐車場使用料は日割計算とする。
- (2) 支払い期日 翌月分を当月27日まで  
当日が休日に当たるときはその翌日までとする。
- (3) 支払い方法 管理費と一括払い

## 第4条 (使用料の変更)

乙は、施設の改善又は一般物価の変動等により使用料が不相応になったときは契約期間中といえども、 [ ] 管理規約の手続きを経た後、駐車場使用料を変更することができる。

## 第5条 (甲の賠償義務)

甲又はその家族、使用人、運転手、同乗者、その他甲に関係する者が故意又は過失により、本駐車場若しくはその施設又は本駐車場に駐車中の他の自動車若しくはその付属品に損害を与えた時は、甲が自己の責任と負担において、その損害を相手方に対し賠償しなければならない。

第6条 (乙の免責)

1. 乙は、天災、地変、火災、水害（台風又は豪雨による浸水その他の損害を含む。）、盗難その他乙の責に帰すべからざる事由により甲の自動車、その他の物品につき蒙った損害の責めを負わないものとする。管理者（建物の区分所有等に関する法律第25条に定める管理者をいう。）についても、同様とする。
2. 甲は、前項に掲げる事由により自動車に損害を受けるおそれがあるときは、その責任と負担において自動車を安全な場所へ移動させる等の措置を講じるものとする。

第7条 (権利処分の禁止)

- 契約者は理由の如何を問わず本駐車場を第三者に使用させ（但し、管理規約第15条第4項の場合を除く。）又は本駐車場を使用する権利を第三者に譲渡する等の処分行為を一切してはならない。
2. 運営細則第4条に基づく使用希望者は、その登録順位を第三者に譲渡する等の処分を一切してはならない。

第8条 (禁止行為)

- 甲は、下記の行為をしてはならない。
- (1) 本契約の目的以外に本駐車場を利用すること。
  - (2) カーポート、その他の構築物を設置すること。
  - (3) 本駐車場に引火物、その他の危険物を持ち込むこと。
  - (4) 本駐車場に車の修理器具、スペアタイヤ、ガソリン缶等の物品を置くこと。
  - (5) 運営細則第13条に定めた遵守事項を、忠実に実行すること。

第9条 (解約)

本契約期間中といえども、甲又は乙は書面による1ヵ月前の予告をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、予告期間の満了と同時に本契約は終了する。ただし、甲はこの予告期間にかえ、1ヵ月分の駐車場使用料相当額を乙に支払い、即時解約することができるものとする。

第10条 (使用权の消滅)

- 甲が下記各号の一に該当する場合は、乙は甲に対して何等の通知催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 駐車場使用料を所定どおり支払わなかったとき。
  - (2) その他本契約の各条項に違反したとき。

第11条 (契約の終了)

契約の解除又は解約により契約が終了した場合は、甲は無条件にて車両を直ちに駐車場外に搬出し、乙より貸与された操作鍵を速やかに乙に返却しなければならない。

第12条 (定めなき事項)

本契約に定めなき事項については、甲乙誠意をもって協議の上処理するものとする。  
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通宛保有する。

2020年2月8日

甲 (借主)

乙 (貸主)

理事長

号三

管理組合

42-4

2021年7月15日

領収書No. 43842021070002

(管理受託) 株式会社 東急コミュニティー  
〒158-8509  
東京都世田谷区尾山台四丁目10番1号  
世田谷ヒルズスタジアムアタワー

金野 桃子 様

埼玉県川口市本町四丁目1番8号  
川口センタービル2階

株式会社 東急コミュニティー  
第一事業部(マンション)  
北関東支店 営業チーム B

# 領 収 書

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
下記のとおり領収いたしましたのでご確認お願いいたします。

<b>金額</b>	<b>¥15,000- (内、消費税等額 ¥0)</b>				
入金日	号室	該当年月	項目名	本体金額(円)	税込金額(円)
			摘要		
2021/06/28	0108	2021/07	駐車場使用料	15,000	15,000
			合 計	15,000	15,000
住 所	埼玉県川口市本町四丁目1番8号 川口センタービル2階				
お問合せ先	担当部署 第一事業部(マンション) 北関東支店 営業チーム B				
TEL	0120-011-109				
担当者					
備 考					

【注意】  
下記の場合は無効です。

- ・金額訂正又は改ざんしたもの
- ・収納した小切手等が不渡の場合
- ・手書きによるもの
- ・社印のないもの

Ⓧ 収入印紙

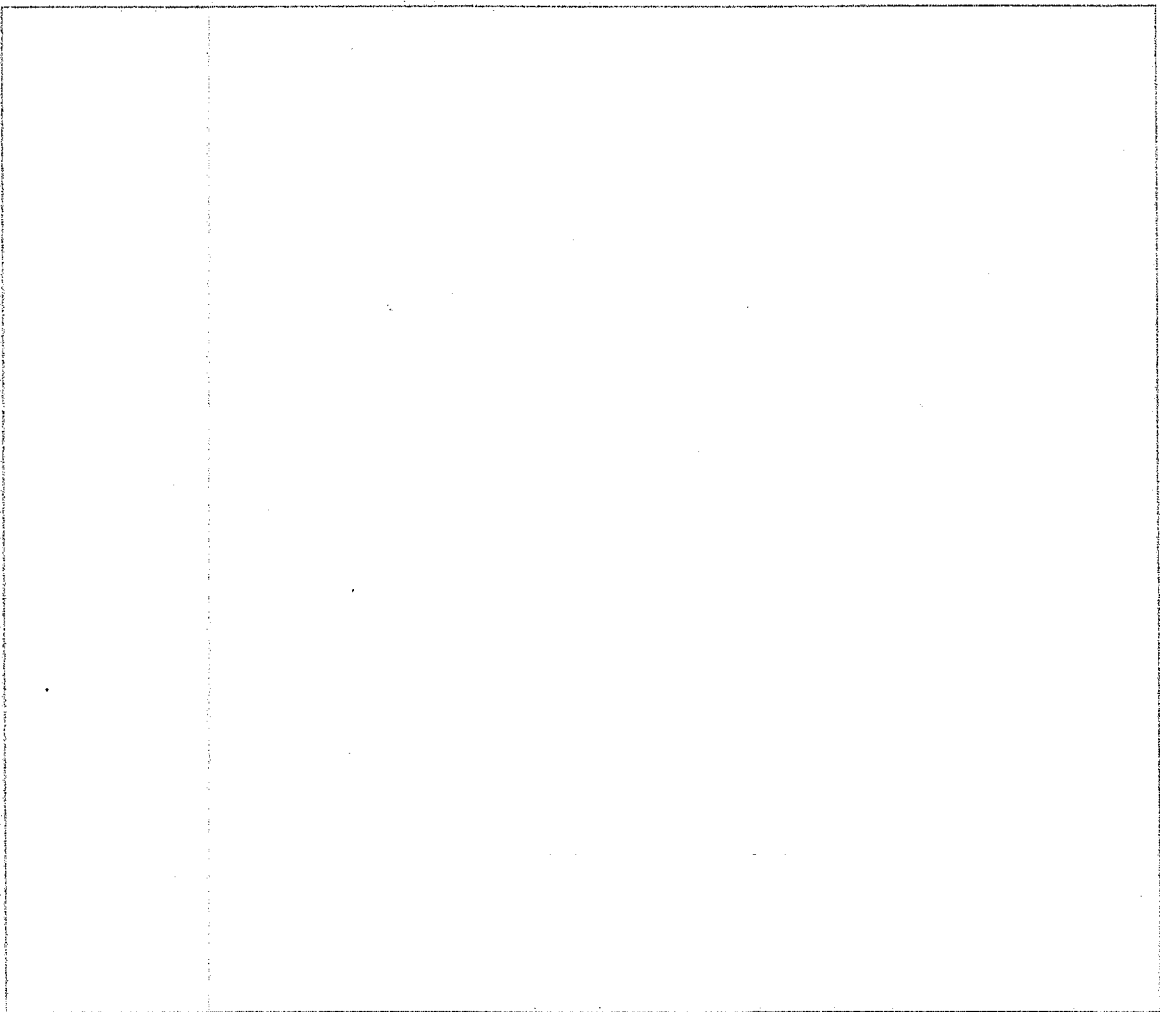
整理番号	47-1
------	------

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b>  (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費                    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費                        4:要請・陳情等活動費                    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費                    ⑦:事務所費                    8:事務費 9:資料購入・作成費                    10:交通費
---	--

支出年月日	2021年 6月28日	支出額	46,937 円
使 途	事務所賃貸(7月分) オルテ地所開発株式会社		$[55,220 \times 85\% = 46,937]$ $50,000 + 5,000 + 220$ (税) (手数料)

領収書等貼付欄 別紙参照



⑤ 金野桃子

## 覚書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という) と借主 金野桃子 (以下「乙」という) は、下記物件につき、下記条項を合意したので覚書とする。

甲と乙は本覚書を2通作成し、それぞれ署名・捺印し各自保管するものとする。

## 記

1. 甲と乙は、下記物件の月額賃料を2019年10月分(2019年9月末日までに支払分)より50,000円(別途消費税)に変更することを承諾する。
2. 甲と乙は、本覚書に記載なき事項は、原契約に定めるところによることを確認する。

【物件概要】 所在地 埼玉県戸田市本町1-21-8  
 名称 パークハイツ熊木  
 号室 1階(事務所)

以上

2019年9月30日

貸主 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

借主 住所 戸田市本町1-21-8-1A

氏名 金野桃子

新機 專業用貸貸借契約書

貸主 〔印〕 (以下(甲)という。) 金野 様子  
 (以下(乙)という。)は、この契約書により、印刷部に表示する不機に關する買賃借契約を締結した。

頭書(1)目的物件の概要

名称	パーフェクト機材 1F事務所	所在地	陸軍部
所在地	(住居表示) 戸田市新町1-21-8 (郵便番号) 戸田市新町一丁目1396番地4 鉄骨造地上4階建	面積	18.48 m <sup>2</sup> (0.88 坪)
構造	鉄骨造地上4階建	築年	1900年0月11日
取付方法	スケルトン	貸賃方法	一般借賃契約
付属施設	隣地下倉庫	付属施設	隣地下倉庫

頭書(2)事業内容(興业的に)

政治事務所

頭書(3)契約期間

2019年5月1日 ~ 2022年4月30日 (3 年間)

頭書(4)賃料等

賃料	0 円	基本費	45,000 円	設置費	0 円	印字材料	0 円
管理費	0 円	管理費	3,040 円	使用料	0 円	修理費	0 円
雑費	0 円	合計	48,000 円	廃棄処分費	0 円	その他	0 円
その他	0 円	礼金	100,000 円	火災保険料	0 円	その他	0 円
		敷金	2 万円	郵便	0 円		

その他の特約事項: 別添契約書、別添契約書

その他の条件

貸与する際

買料の要込先

頭書(5)借主緊急連絡先及び入居者、赴車専用

緊急連絡先	氏名	住所	電話番号
本人	借主と同一	借主と同一	借主と同一
赴車専用	氏名	住所	電話番号
	借主と同一	借主と同一	借主と同一

頭書(6)貸主及び管理業者

貸主	住所	TEL
管理業者	住所	TEL
所有権	住所	TEL

(貸主と異なる場合)

頭書(7)更新に関する事項

更新 一般借賃契約では更新することはありません(借主の更新権に正当事由があるときは更新して下さる)。  
 更新料 借主に別、新賃料の0.00ヵ月分 更新料 借主の手料 借主の手料 0.00ヵ月分更新料

頭書(8)附帯事項

1. 機主は、本物件を賃貸借契約の目的に限り、印刷部に表示する不機に關する買賃借契約を締結し、新賃料・器具等使用料の0.00ヵ月分更新料を請求する。1. 機主は、本物件の賃貸借契約の目的に限り、印刷部に表示する不機に關する買賃借契約を締結し、新賃料・器具等使用料の0.00ヵ月分更新料を請求する。1. 機主は、本物件を賃貸借契約の目的に限り、印刷部に表示する不機に關する買賃借契約を締結し、新賃料・器具等使用料の0.00ヵ月分更新料を請求する。

本契約の締結を証するため、本契約書を通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。  
 印刷 2019年5月1日

甲・貸主	氏名	TEL
乙・借主	住所	TEL
連帯保証人	住所	TEL
保証機関	保証会社	保証番号

※連帯保証人は別印  
 ※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

別添契約書	別添契約書
別添契約書	別添契約書
別添契約書	別添契約書
別添契約書	別添契約書
別添契約書	別添契約書
別添契約書	別添契約書
別添契約書	別添契約書
別添契約書	別添契約書
別添契約書	別添契約書
別添契約書	別添契約書
別添契約書	別添契約書

47-4

7

年-月-日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
2	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
3	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
4	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
5	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
6	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
7	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
8	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
9	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
10	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
11	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
13	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
14	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
15	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
16	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
17	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
18	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
19	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
20	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
21	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
22	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
03-06-28	振替	*55,220	RKS(お礼)	[REDACTED]
24	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

○他店支払の小切手等で入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。  
 お支払可能時刻は小切手の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。  
 ○本選帳の下記項目における金額・残高の単位について  
 【項目名】お支払金額・お預り金額・差引残高  
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。  
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。


7

整理番号 28


## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広報・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	3年 6月29日
支出額	57,800 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 68,000 × 0.85 )
使途	事務所家賃
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名 岡 重夫  印



## 第4回更新 店舗賃貸借契約書

所在地	埼玉県白岡市小久喜 1203-1	
店舗物件の 表 示	木造亜鉛鋼板平屋建店舗	
	39.67㎡	
此賃借料	壹ヶ月	敷金
	68,000 円也	136,000 円也 (無利息の約定)

貸主 XXXXXXXXXX を甲として、借主 無所属県民会議白岡支部 岡 重夫 を乙とする。甲は上記所在の店舗を乙に上記賃賃料を以って賃貸したるにつき、下記条項を 双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は 2019年9月1日より2022年8月31日 迄向う3カ年とする。但し期間満了の場合は甲乙合議の上更新することも出来る。
- 第3条 乙は賃借料翌月分を毎月末日迄に甲方に持参し支払うか、又は指定したる方法にて支払うこと。
- 第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃貸物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じた時は双方協議の上定めるものとする。
- 第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の様様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復す。
- 第6条 乙は本件店舗に於て 政務調査 以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 下記の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して 乙に対して明渡しを求めることが出来る。
1. 乙が前2ヶ条（第5条・第6条）の各規定に違反した場合。
  2. 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
  3. 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠った場合。本件建物が焼失又は大破した場合。
- 第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害賠償を しなければならない。借主が賠償金額を支払わず又借賃の支払いを怠った時は、 貸主は敷金をもってこの弁済に充当することができる。

9条 乙の都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際借賃は期間に応じ清算し乙に返還すること。

10条 (特約条項)

- 家賃振込先： [redacted] 宛
- 公共事業等により、万一立退き及び休業等の場合、その補償金を甲に請求しないこととする。
- 水洗トイレ、浄化槽管理費、街灯電気代等共通費用は賃料と別途支払うものとする。
- ガスは乙側の業者とする。
- 自動ドアが設置してあるが、壊れた場合は乙の費用負担とする。
- 更新時には、新家賃の1/2ヶ月分(消費税別途)を更新事務手数料として乙は支払うこととする。

以下余白

上記契約を証するため本契約書を2通作成し、各当事者署名捺印して各一通宛を所持する。

2019年7月17日

賃貸人(甲) 住所 [redacted]

氏名 [redacted]

賃借人(乙) 住所 白岡市小久喜1203-1

氏名 無所属市民会議白岡支部 岡重夫 (印)

連帯保証人 住所 [redacted]

氏名 [redacted] (印)

仲介人 住所 〒319-0217 埼玉県白岡市小久喜1195-1 有限会社 田口住宅

氏名 代表取締役 吉岡由隆 TEL0480-92-7788 FAX0480-93-1355 (印)

取引主任者 登録番号 [redacted] (印)

整理番号 12-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費	
9:資料購入・作成費    10:交通費	

支出年月日	3年6月30日	支出額	74,196 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所賃借料 R3.7月分		

領収書等貼付欄 無所属県民会議東松山支部

③ 事務所賃借料 R3.7月分

82,000円 + 440円 = 82,440円  
(振込料)

82,440 × 90% = 74,196円

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため90%の按分とする。

### キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	****
取扱店	お取引日	時刻	
40408	03-06-30	09:10	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥82,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳			認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(印)
円	千	円	円

お受取人	お振込明細またはご案内	
	ミツビツユー・イフツ・イー	
	ヒカツマツヤマ	
	普通	0272630
	イセト- (カ様)	登録番号 0010
ご依頼人	マツサカ ヨシヒロ様	
	電話番号	取扱番号 400359

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。→

12-2

# 事業用建物賃貸借契約書 (更新用)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という)と借主 松坂 喜浩 (以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と連帯保証人 (以下「丙」という)は、同契約約款のとおり乙の債務について連帯保証契約を締結した。

頭書(1)	名 称	鳥海店舗 北 1 階	
貸借の目的物の表示等	所在地	(登記簿) 東松山市箭弓町3丁目3-13	
	種 類	店 舗	家屋番号
賃借の目的物の表示等	構造	木造 / 階建	
	面積	専有 ㎡ (約 12.00坪)	その他使用可能な面積 (約 ㎡ 坪)
物件の所有者	バルコニー	㎡ (約 )	坪 (約 )
	(住所) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	(氏名) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	
賃借条件	使用目的	店舗	
	賃 料	月額 80,000 円(うち消費税 0 円)	敷 金 (賃料の 3 ヶ月分) 240,000 円
	管 理 費	月額 2,000 円(うち消費税 0 円)	(更新時積み増し金) 円
	共 益 費	月額 0 円(うち消費税 0 円)	礼 金 円
	駐 車 料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	権 利 金 円
	付属施設料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	更 新 料 円
	雑 費	月額 0 円(うち消費税 0 円)	更新手数料 (総額) 11,000 円
	保 険 料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	保 証 料 (うち消費税) 1,000 円
	保 証 金	総額 0 円 (預かり済み)	敷金・保証金の返還時期
	敷金・保証金の返還時期	(3.3ヵ月当たり) 0 円	本物件の明渡し後 更新時
保証金の償却	本物件の明渡し時	建物明渡し時に (総額) 円	
契約期間	2024年09月01日 から 2027年09月30日 迄の 3年 0ヵ月 0日間	建物明渡し時に (総額) 円	
借主の解約権	借主は、借主が解約の意思表示をした日から 3 ヶ月の経過をもって発生する。	その他 (償却方法は、償却時から10日以内に指図しなければならぬ。)	
借料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払 (住所) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> (氏名) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	振込先 (振込料は乙の負担とする) 82,000 円	
	口座名義人 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	口座引落 委託会社名	
	口座引落 委託会社名	翌月分を毎月 28 日迄に前払 (翌月分前払)。但し、振込の場合は、日までに入金が確認できるものとする。	

頭書(2)	付属施設	No.	No.
	与 貸す 鍵一覽	No.	No.
	その他	No.	No.
	鍵の引渡し並びに物件の引渡し日		
要書(4)	・本賃貸契約期間満了に際して、更新する時、賃借人は新賃料の1ヶ月分の更新料を支払う。		
本契約の締結を証する為本書3通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自が1通を保有する。 令和 乙年 8 月 30 日			
賃 主 ・ 甲	住 所	〒 355-0028 埼玉県東松山市箭弓町1丁目13番15号 さくらビル1階	借 主 ・ 乙
	電 話 番 号	0493-21-1000	〒 355-0044 埼玉県東松山市大宮正代1179
乙の連帯保証人・丙	氏 名	イセト一株式会社 代表取締役 中村ツタ子	松坂 喜浩
	(住所)	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
媒介業者	免許番号	埼玉県知事 (1) 第23789号	(住所)
	主たる事務所	埼玉県東松山市箭弓町1-13-15 さくらビル1階	(氏名)
媒介業者	商 号	イセト一株式会社	(乙との関係)
	代表者	中村 ツタ子	(電話番号)
媒介業者	登記簿番号	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	(勤務先)
	氏 名	イセト一株式会社	(極度額)
(緊急時の連絡先)	免許番号	埼玉県知事 (1) 第23789号	(乙との関係)
	主たる事務所	埼玉県東松山市箭弓町1-13-15 さくらビル1階	(電話番号)
媒介業者	商 号	イセト一株式会社	(勤務先)
	代表者	中村 ツタ子	(極度額)
媒介業者	登記簿番号	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	(乙との関係)
	氏 名	イセト一株式会社	(電話番号)
媒介業者	商 号	埼玉県東松山市箭弓町1-13-15 さくらビル1階	(勤務先)
	代表者	イセト一株式会社	(極度額)
媒介業者	登記簿番号	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	(乙との関係)
	氏 名	イセト一株式会社	(電話番号)
媒介業者	商 号	埼玉県東松山市箭弓町1-13-15 さくらビル1階	(勤務先)
	代表者	イセト一株式会社	(極度額)
媒介業者	登記簿番号	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	(乙との関係)
	氏 名	イセト一株式会社	(電話番号)
媒介業者	商 号	埼玉県東松山市箭弓町1-13-15 さくらビル1階	(勤務先)
	代表者	イセト一株式会社	(極度額)

整理番号 13- /

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	3年6月30日	支出額	9,900 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	駐車場料 R3.7月分		

領収書等貼付欄      無所属県民会議東松山支部

駐車場料 R3.7月分 (事務所来客者用)

11,000円×90%=9,900円  
政務活動に使用する割合が90%のため按分とする。

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時 刻	
40408	03-06-30	09:09	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥11,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳		認 証	
(1万円)	(6千円)	(1千円)	
円	円	円	

お振込明細またはご案内

お受取人  
 サイトマリリナ  
 ヒカマツヤマ  
 普通 4502906  
 カ)サンアイトウクサン様  
 登録番号 0003  
 マツサカ ヨシヒロ様

ご依頼人  
 電話番号 [ ]  
 取扱番号 300014

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

# 駐車場使用契約書 (第3回更新)

貸主 [ ] (以下「甲」という。)と借主 松坂 喜浩 (以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

**頭書(1) 駐車場の表示**

所在地	東松山市箭弓町1丁目5251-1
名称	箭弓町第一駐車場
指定場所	No. [ ]

**頭書(2) 車種・車名型式**

車種・車名型式	登録番号
---------	------

**頭書(3) 契約期間**

契約期間	令和2年11月1日から令和4年10月31日までの2ヶ月間
目的物件の引渡し時期	令和 年 月 日

**頭書(4) 賃料・敷金**

賃料(駐車場使用料)	月額 10,000 円 (別途消費税相当額 1,000 円)
敷金	金 10,800 円

支払期限: 毎月末日までに 当月分・翌月分 を支払う

金種・振替: [ ]

口座番号: [ ]

口座名義人: [ ]

TEL: [ ]

※振込による手数料は借主の負担とする

**頭書(5) 貸主及び管理業者**

氏名	[ ]
住所	[ ]

管理業者	商号又は名称 株式会社三愛不動産
所在地	東松山市箭弓町1丁目11番4号 TEL 0493-22-8118
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣( )第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 [ ]
	住所 [ ]

**頭書(6) 連帯保証人**

連帯保証人	氏名 [ ]
	住所 [ ]
	極度額 円

**頭書(7) 更新に関する事項**

更新時、乙は事務手数料として新賃料の1/2 (消費税別) を仲介業者へ支払うものとする。

**頭書(8) 特約事項**

振込及び自動振替の手数料はこの負担とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 2 年 9 月 3 日  
《代理人》

甲・貸主	氏名 [ ] 住所 [ ] 商号 [ ] 代表者名 [ ] 住所 [ ] TEL [ ]	株式会社三愛不動産 東松山市箭弓町1丁目11番4号
乙・借主 (法人の場合)	氏名 [ ] 住所 [ ] TEL [ ]	
乙・借主 (個人の場合)	氏名 松坂喜浩 住所 東松山市大字正代779 TEL 0493-24-8704	
丙 連帯保証人	氏名 [ ] 住所 [ ] TEL [ ]	
宅地建物 取引業者	商号(名称) 株式会社三愛不動産 事務所所在地・TEL 東松山市箭弓町1丁目11番4号 0493-22-8118 免許証番号 埼玉県知事 ( 6 ) 第 17553 号	代表取締役 水谷幸太郎
宅地建物 取引士	氏名 [ ] 業務に従事する事務所 事務所所在地 TEL [ ]	登録番号 [ ] 株式会社三愛不動産 東松山市箭弓町1丁目11番4号 0493-22-8118

※印は実印

整理番号 14-

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	3年6月30日	支出額	14,400 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場料 R3.7月分		

**領収書等貼付欄**      **無所属県民会議東松山支部**

駐車場料 R3.7月分 (事務所員用)

8,000円×2台分=16,000円

16,000円×90%=14,400円

政務活動に使用する割合が90%のため按分とする。

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
40408	03-06-30	09:10	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥16,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳		IC認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	円
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人

登録番号 0007

マツサカ ヨシヒロ様

ご依頼人

電話番号 [Redacted]

取扱番号 300002

印紙税申告納  
付に  
浦和  
税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。 →

預り金  
3万円以上  
(借主保管  
用印付)  
200円抵

# 駐車場(自動車保管場所)契約書

所在地 埼玉県東松山市第3町3-4-1

名称 塚田駐車場 内第 [ ] 号

車種 プレートナンバー

賃料 壹ヶ月 金 8,000- (うち消費税 円也)  
金 金 円也 (無利息の約定)  
 本証をもって預り証とする。  別紙預り証を発行する。

特約条項

銀行振込  
銀行名  
名義人  
口座番号

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は平成30年1月1日より平成31年12月31日迄の向う1ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。前記入力が不明の場合は自動的に契約更新できない。
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、元々ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に備すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する。

平成29年12月28日

貸主(甲) 住所 氏名  
[ ] [ ] [ ]

借主(乙) 住所 氏名  
東松山市正代1179 松坂喜浩

仲介人 住所 氏名 [ ]

取引主任者 住所 氏名 [ ]

登録番号



整理番号	61-1
------	------

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	2021年7月1日他	支出額	37,800 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	来客用駐車賃料(7月・8月・9月分)		

<b>領収書等貼付欄</b>	③来客用駐車場賃料 2台分(7,000円×2台×3ヶ月=42,000円)		
----------------	--------------------------------------	--	--

## 領収書

並木まさとし県政事務所 様

**金額 14,000 円**

但 7月分 2台分 駐車場代として

2021年7月1日

上記正に領収いたしました

42,000×0.9=37,800  
政務活動に使用する割合が9/10であるため

整理番号	61-2
------	------

## 領収書

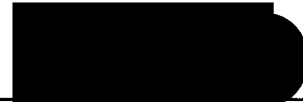
並木まさとし県政事務所 様

**金額 14,000 円**

但 8月分 2台分 駐車場代として

2021年8月1日

上記正に領収いたしました



## 領収書

並木まさとし県政事務所 様

**金額 14,000 円**

但 9月分 2台分 駐車場代として

2021年9月1日

上記正に領収いたしました



整理番号 **89**

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	[調査研究・政策立案活動費] 1:調査研究費 2:グループ活動費
	[広聴・広報活動費] 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	[経常的経費] 6:人件費 <b>7:事務所費</b> 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年7月1日	支出額	360 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	馬車料金(事務所用)
-----	------------

領収書等貼付欄

 駐車券↑  
タイムズ24株式会社  
久喜駅西口第2  
駐車場  
0120-70-8924

21-07-01 1-0016  
08:46

精算07-01 13:07  
駐車時間 4時間21分  
駐車料金 400円  
割引 0円  
令頁4又書  
前払現金 400円  
釣銭 100円  
NO. 139565

⑤

無所属県民会議 久喜支部

付しないこと。  
—スが足りない場合は、別紙を使用すること。  
号(枝番)を付すこと。)

400×0.9=360

政務活動に使用可る割合のみ

9/102 あ訂込

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号	50-1
------	------


## 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経費区分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費                      2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費                            4:要請・陳情等活動費                      5:広報費 【経常的経費】 6:人件費                      ⑦事務所費                      8:事務費 9:資料購入・作成費                      10:交通費
-------------------------------------	---

支出年月日	2021年 7 月 5 日
支出額	11,552 円
	(按分した場合の積算方法 $13,590 \times 85\% = 11,552$ )
使 途	駐車場料金7月分 <span style="float: right;">13,200 + 390</span> 事務所来客用駐車場 <span style="float: right;">= 13,590</span>
支出先	住友林業レジデンシャル株式会社

上記のとおり支出しました。

支出者名                      金野桃子                      



# 駐車場使用更新契約書

【賃借人用】

2007001901-P0012

賃貸人を甲とし、賃借人を乙として、甲と乙は本紙条項及び添付書類を承諾のうえ本賃貸借更新契約書を締結する。  
この契約の締結の証として契約書 2 通を作成し、当事者署名捺印のうえ、甲、乙が各自 1 通保管する。

■ 賃貸借の目的物件

名称	ヴェーテラス戸田公園	
所在地	埼玉県戸田市上戸田2-46-10	

■ 契約条件

項目	金額	項目	金額
	敷金_駐車場		¥15,000
月額費用			
契約期間	2021年04月01日 から 2022年03月31日 まで		
更新料	なし	更新事務手数料	なし
賃料振込口座	ご契約をされた保証会社の指定する方法にてお支払ください。		

■ 駐車対象車両

車種	軽自動車	色	白
登録ナンバー	[Redacted]		

契約締結日 年 月 日

賃貸人(甲)	氏名	[Redacted]	印鑑不要
	住所	[Redacted]	
	電話番号	[Redacted]	
賃貸人代理(甲の代理人)	氏名	住友林業レジデンシャル株式会社 埼玉支店長 海老原 秀幸	[Redacted]
	住所	さいたま市大宮区桜木町1-9-1三谷ビル5階	
	電話番号	0486485981	
賃借人(乙)	氏名	金野 和子	[Redacted]
	住所	埼玉県新井町1-1-18-1F	
	電話番号	[Redacted]	
連帯保証人(丙)	氏名		[Redacted]
	住所		
	電話番号		
[Redacted]	氏名		[Redacted]
	住所		
	電話番号		

## ■ 特約事項

## 【契約者変更に関する特約】

1. 貸借人につき2020年4月1日より [ ] から金野桃子へ名義変更する。
2. 旧貸借人である [ ] が契約締結時に支払った敷金15,000円は金野桃子に譲渡するものとする。
3. 賃貸借契約上の権利と責任を金野桃子は引継ぐものとする。
4. 本貸借人名義変更を以って、現契約時の連帯保証人の設定がある場合、その責は終了する。
5. 本契約においては、解約時原状回復費用算出の際、  
契約期間は [ ] での法人契約において契約していた期間を含むものとし、  
契約期間は2008年4月1日を起算とする。
6. 新旧貸借人である金野桃子及び [ ] は上記事項に同意し署名捺印をするものとする。

2021年4月分駐車場代より、16,500円から13,200円へ変更するものとする。

駐車場

整理番号 **90**

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】                  1:調査研究費    2:グループ活動費                  【広聴・広報活動費】                  3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費                  【経常的経費】                  6:人件費    7:事務所費    8:事務費                  9:資料購入・作成費    <del>10:交通費</del></p>
----------------------------------	--

支出年月日	2022年7月6日	支出額	360、円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	馬車料金(事務所用)
----	------------

領収書等貼付欄

車内ダッシュボード上の見え易い位置に置いてください。

### パーキングチケット

## 1日間

車番 XXXXXXXXXX

7月7日  
午後

# 00:07

まで駐車できます。

切り取り線  
 駐車料金領収書  
 駐車可能時間 24時間  
 駐車料金 400円  
 投入金額 1000円  
 払出金額 600円  
 受領金額 400円  
 2021年 7月 6日12時 7分発行  
 チケットパーク久喜南

⑤ 無所属県民会議 久喜支部

しないこと。  
 スが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (枝番)を付すこと。)

400x0.9=360.  
 政務活動費に使用可能な領収書  
 9/10に発行済

※ 使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるようになっていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 入すること。



整理番号 173

## 政務活動費 領収書等貼付用紙


<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費	
9:資料購入・作成費      10:交通費	

支出年月日	3年7月7日	支出額	1,320 x 0.85 1,122 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	--------	-----	--

使 途      マット代金 (事務所)

領収書等貼付欄

### 無所属県民会議



納品・領収書

無所属県民会議  
白岡支部 様

No. 179568

ダスキン 武  
〒349-0217 白岡市小久喜  
TEL 0480-92-0285 FAX 0480-92-0646

次回お届け予定日 8月6日      発行日 3年7月7日

商 品 名	納品数	単 価	金 額	回収数	今回残
マットG	1		1,320		

4-3828

印 紙  
5万円以上  
貼 付

お買上げ額

内消費税額

領収額  
1,320 円

担当者

上記正に領収致しました。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 **91**

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】                  1:調査研究費    2:グループ活動費                  【広聴・広報活動費】                  3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費                  【経常的経費】                  6:人件費    7:事務所費    8:事務費                  9:資料購入・作成費    <del>10:交通費</del></p>
----------------------------------	--

支出年月日	3年7月7日	支出額	360 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	島埴料金 (事務所用)		

領収書等貼付欄

**駐車券↑**  
**タイムズ24株式会社**  
**久喜駅西口第2**  
**駐車場**  
 0120-70-8924

21-07-07 **1-0017**  
**08:55**

精算07-07 **16:20**  
 駐車時間 7時間25分  
 駐車料金 400円  
 割引 0円

**領収書**

前払現金 400円  
 釣銭 0円  
 NO. 139778

⑤ 無所属県民会議 久喜支部

付しないこと。  
 一スが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 号(枝番)を付すこと。

400 × 0.9 = 360

政務活動費に使用可360円  
 9/10 2021 2722

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



## 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と 岡村 ゆり子 以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	Weアオキビル 2階		
	所 在 地	(住居表示) 川口市青木2-9-26		
		(登記簿) 川口市青木二丁目146番地6、146番地5		
	構 造	鉄骨造/陸屋根/3階建の2階部分		
	種 類	事務所倉庫	新築年月	平成20年1月
面 積	63.74㎡			
附 属 施 設				

### 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所
-------

### 頭書(3) 契約期間

令和1年 11月 1日 から 令和4年 10月 31日まで (3年間)
目的物件の引渡し時期 令和1年 11月 1日

### 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 100,000円	敷 金	200,000円	家 財 保 険 料	借主で加入
礼 金	100,000円	仲介 手数料	110,000円(税込)		
その他の条件		振込手数料は借主負担です			
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

整理番号 55

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費	
9:資料購入・作成費      10:交通費	

支出年月日	令和3年 7月21日	支出額	¥88,660 × 0.8 70,928 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所費・事務所賃借料      8月分 (¥88,000+¥660送料)
-----	--

領収書等貼付欄

無所属県民会議

③事務所賃借料.8月分

店番	普通預金口座番号
リテール口座「くらしの通帳」	埼玉りそな銀行
普通預金(兼総合口座)	西尾 晋明 様
13	
14	
15	
16	03-07-21 .送金      *88,660
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

9

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



# 貸室賃貸借契約書

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という) と借主 醍醐 清 (以下「乙」という) とは、次の条項に基づき貸室賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、甲の所有する埼玉県朝霞市本町二丁目1番1号 野口ビル101号室66㎡(約20坪)を乙の事務所として、次条以下に定める条件により乙に賃貸し、乙はこれを借り受ける。

第2条 この賃貸借契約の期間は、令和元年10月1日から令和4年4月30日までの3年7ヶ月間とする。(消費税改正時期にあわせ、これまで据え置いてきた家賃を見直し改正するもの)

第3条 本物件の賃料は、88,000円也(消費税を含む)と定め、毎月末に翌月分を支払うものとする。

第4条 契約期間中といえども甲の都合より本物件の明け渡しを求めたときは、乙は速やかにこれに応じるものとする。

第5条 乙は、自らの費用と負担にて設置したものについては、明け渡しの際自費をもって原形に復するものとする。

第6条 乙が甲の承認を得ないで次の行為をした場合、甲は本契約を解除することができる。契約が解除となった場合、乙は意義なく明け渡すこととする。

1. 本物件を第1条に定める目的以外に使用した場合。
  2. 本物件を他に転貸し、もしくは第三者に占有させた場合。
  3. 危険・不潔・騒音等管理上有害又は近隣の迷惑となる行為をした場合。
- 以上前三項に違背したときは、甲は乙に何らの通知・催告を要さないで本契約を解除できる。

第7条 本契約に定めない事項及び双方に疑義が生じた場合、甲・乙誠意をもって協議し円満に解決するものとする。

本日、契約の証として契約書2通を作成し、各1通を所持する。

令和元年9月1日

貸主(甲)

住所 野口ビル  
朝霞市本町2-1-1

氏名 \_\_\_\_\_

借主(乙)

住所 朝霞市田島2-15-91

氏名 醍醐 清

## ATMご利用手数料

(1件あたり)

埼玉りそな銀行のATMで以下の銀行のキャッシュカード等をご利用の場合

ご利用時間		りそなグループ 関西みらい銀行 みなと銀行	その他の 提携金融機関
平日	8:45~18:00	無料	110円
	上記以外の時間帯	110円	220円*
土・日曜・祝日	終日		

- 三井住友銀行、みずほ銀行、横浜銀行、イオン銀行のカードをご利用の場合は、各行所定の手数料が必要となります。
- 提携金融機関によりご利用可能なお取引、時間、ご利用限度額が異なります。詳しくは各お取引金融機関へお問い合わせください。
- ※ゆうちょ銀行カードをご利用のお客さまの、土曜日9:00~14:00のご利用手数料は、110円となります。

埼玉りそな銀行・りそな銀行・関西みらい銀行(※1)のカード・通帳をご利用のお客さま

## ATMご利用時間

お取引内容		ご利用時間
普通預金 貯蓄預金 当座預金	お預入れ(※2)、お引出し、 お振替え、残高照会、 通帳記帳、 カードによるお振込み(※3)・ 税金各種料金払込	ご利用のATM営業時間内
定期預金	お預入れ、お振替え	平日 8:00~19:00
	通帳記帳	平日・土日祝 8:00~19:00
※1のお取り扱い 現金によるお振込み(※3)・税金各種料金払込		平日 8:45~18:00

- ご利用時間は最長の時間を記載しております。
- 店舗により営業時間やご利用可能なお取引が異なります。
- ※1 旧関西アーバン銀行の店舗で発行されたカード、通帳のお取り扱い  
カード：2019年10月14日まではお引出し(紙幣のみ)、残高照会、お振込みが可能  
です。  
通帳：2019年10月14日以前に発行された通帳はご利用いただけません。
- ※2 ・平日19:00以降および土・日・祝日はお預入れがあっても公共料金、融資返済  
等の口座振替に充当されません。  
・当座預金の手形・小切手は平日15:00時点の残高でお支払します。
- ※3 お振込みにはお振込手数料が必要となります。お振込資金はATMご利用日にお  
預かりいたします。ただし、お受取人様の金融機関・口座状態によっては、即時入金  
できない場合があります。

お問合せは、お近くの「埼玉りそな銀行」の窓口へ

<https://www.saitamaresona.co.jp/>

## 手数料のご案内(消費税等込み)

### 振込手数料

(1件あたり)

		当社同一支店あて	当社本支店あて	他行あて	
個人のお取引 の時間内	マイゲート (インターネットバンキング)	無料		220円	
	コミュニケーション ダイヤル (テレフォンバンキング) オペレーター	無料		220円 440円	
ATM	カード(※1)	個人	無料	110円	440円
		法人・個人 事業主(※4)	110円	220円	440円
	現金	すべての お客さま	330円	330円	660円
窓口(※2)			550円	880円	
自動送金サービス		220円	330円	660円	
法人・個人事業者向け ビジネスダイレクト EB・MT/FD		無料	330円	660円	
振込・送金相戻手数料		880円(※3)			

- りそなグループ各社(りそな銀行、関西みらい銀行)あての全てのお振込み、および、みなと銀行あてのマイゲート・コミュニケーションダイヤル、ATMによるお振込みは本支店扱いとなります。
- 店舗番号が異なる支店と出張所間のお振込みは、本支店あてとしてお取扱いいたします。
- ※1 ご使用カードのお取引店と利用するATMの管理支店が異なるお振込みは、本支店あてとしてお取扱いいたします。ただし、振込先口座がATM管理支店と同一の場合は当社同一支店あてとしてお取扱いいたします。ATMの管理支店はATMの出入口等に表示しております。(振込手数料以外に当社ATM利用手数料がかかります。)
- ※2 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を窓口でご提示いただいた場合は、ATM現金扱いの手数料とさせていただきます。  
上記に加え、りそなグループのご本人名義のカードをご提示いただいた場合は、ATMカード扱いの手数料とさせていただきます。
- ※3 再振込の場合は、振込・送金相戻手数料とは別にお振込みに応じた振込手数料が必要となります。
- ※4 個人事業主のお客さまは「屋号付口座」で事業性決済取引をしている方が対象となります。

 埼玉りそな銀行  
RESONA

2019年10月1日現在



整理番号 56

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和3年 7月21日	支出額	¥33,220 × 0.8 26,576 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所費 ・ 駐車場賃借料 8月分 (¥33,000+¥220送料)		

領収書等貼付欄

無所属県民会議

③駐車場賃借料.8月分

リテール口座「くらしの通帳」      店番      普通預金口座番号

埼玉りそな銀行      XXXXXXXXXX 様

普通預金 (兼総合口座)

西 是 西 月 清

13				
14				
15				
16				
17	03-07-21	送金	*33,220	カヅミカイバツ ハシモト
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

9

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



# 更新契約書

貸貸人 有限会社土屋商事 (以下「甲」という) 及び賃借人 醍醐 清  
 (以下「乙」という) は、後記物件目録記載の駐車場 (以下、「本件駐車場」という。) の更新に関し、  
 次のとおり合意した。

名称	土屋第三駐車場	駐車位置	[REDACTED] 番
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1878-1		
契約期間	2020年2月1日 から 2022年1月31日迄の 2 年間とする。		
賃料	金 16,500 円也	更新料	乙は更新時に新賃料の <input checked="" type="checkbox"/> ヶ月分 (税別) を甲に支払う。
内消費税	金 1,500 円也	更新手数料	乙は更新時に新賃料の 1 ヶ月分 (税別) を甲の委任した業者に支払う。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産㈱とする。
敷金	金	円也	を既に預託済みである。
保証金	金	円也	を既に預託済みである。

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

契約車の変更なし     契約車の変更あり (契約車の変更有無に☑を入れて下さい)

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	来客用			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を保有する。

2019年 12月 5日

賃貸人	住所	埼玉県朝霞市溝沼5-2-6		
	氏名	有限会社土屋商事		
賃借人	住所	埼玉県朝霞市田島2-15-91		
	氏名	醍醐 清 <span style="float: right;">印</span>		
	自宅TEL	048-456-0226	携帯TEL	
	勤務先	醍醐 清事務所		
	勤務先住所	埼玉県朝霞市本町2-1-1 野口ビルF		
	勤務先TEL			
緊急時連絡先	住所	埼玉県朝霞市本町2-1-1 野口ビルF		
	氏名	醍醐 清	借主との関係	
	自宅TEL	048-299-5680	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	醍醐 清事務所		
	勤務先住所	同上		
	勤務先TEL	048-299-5680		

<仲介業者>

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号  
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己  
 免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 13750 号  
 宅地建物取引士 [REDACTED]  
 登録番号 [REDACTED]

# 更新契約書

貸貸人 有限会社土屋商事 (以下「甲」という) 及び賃借人 醍醐 清  
 (以下「乙」という) は、後記物件目録記載の駐車場 (以下、「本件駐車場」という。) の更新に関し、  
 次のとおり合意した。

名称	土屋第三駐車場	駐車位置	[REDACTED] 番
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1878-1		
契約期間	2020年2月1日 から 2022年1月31日迄の 2 年間とする。		
賃料	金 16,500 円也	更新料	乙は更新時に新賃料の <u>2</u> ヶ月分 (税別) を甲に支払う。
内消費税	金 1,500 円也	更新手数料	乙は更新時に新賃料の 1 ヶ月分 (税別) を甲の委任した業者に支払う。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産㈱とする。
敷金	金 円也	を既に預託済みである。	
保証金	金 円也	を既に預託済みである。	

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

契約車の変更なし     契約車の変更あり (契約車の変更有無に☑を入れて下さい)

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	<u>未定</u>			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を保有する。

2019 年 12 月 5 日

貸貸人	住所	埼玉県朝霞市溝沼5-2-6		
	氏名	有限会社土屋商事		
賃借人	住所	<u>埼玉県朝霞市田島2-15-91</u>		
	氏名	<u>醍醐 清</u> 印		
	自宅TEL	<u>048-456-0226</u>	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	<u>醍醐清事務所</u>		
	勤務先住所	<u>埼玉県朝霞市本町2-1-1 野口ビル1F</u>		
	勤務先TEL	<u>048-299-5680</u>		
緊急時連絡先	住所	<u>埼玉県朝霞市本町2-1-1 野口ビル1F</u>		
	氏名	<u>醍醐清</u>	借主との関係	[REDACTED]
	自宅TEL	<u>048-299-5680</u>	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	<u>醍醐清事務所</u>		
	勤務先住所	<u>同上</u>		
	勤務先TEL	<u>048-299-5680</u>		

<仲介業者>

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号  
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己  
 免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 13750 号  
 宅地建物取引士 [REDACTED]  
 登録番号 [REDACTED]

## ATMご利用手数料

(1件あたり)

埼玉りそな銀行のATMで以下の銀行のキャッシュカード等をご利用の場合

ご利用時間		りそなグループ 関西みらい銀行 みなと銀行	その他の 提携金融機関
平日	8:45~18:00	無 料	110円
	上記以外の時間帯	110円	220円*
土曜・日曜・祝日	終 日		

- 三井住友銀行、みずほ銀行、横浜銀行、イオン銀行のカードをご利用の場合は、各行所定の手数料が必要となります。
- 提携金融機関によりご利用可能なお取引、時間、ご利用限度額が異なります。詳しくは各お取引金融機関へお問い合わせください。
- ※ゆうちょ銀行カードをご利用のお客さまの、土曜日9:00~14:00のご利用手数料は、110円となります。

埼玉りそな銀行・りそな銀行・関西みらい銀行(※1)のカード・通帳をご利用のお客さま

## ATMご利用時間

お取引内容		ご利用時間
普通預金 貯蓄預金 当座預金	お預入れ(※2)、お引出し、 お振替え、残高照会、 通帳記帳、 カードによるお振込み(※3)・ 税金各種料金払込	ご利用のATM営業時間内
定期預金	お預入れ、お振替え	平日 8:00~19:00
	通帳記帳	平日・土日祝 8:00~19:00
現金のお取り扱い	現金によるお振込み(※3)・税金各種料金払込	平日 8:45~18:00

- ご利用時間は最長の時間を記載しております。
- 店舗により営業時間やご利用可能なお取引が異なります。
- ※1 旧関西アーバン銀行の店舗で発行されたカード、通帳のお取り扱い  
カード：2019年10月14日まではお引出し(紙幣のみ)、残高照会、お振込みが可能  
です。  
通帳：2019年10月14日以前に発行された通帳はご利用いただけません。
- ※2 ・平日19:00以降および土・日・祝日はお預入れがあっても公共料金、融資返済  
等の口座振替に充当されません。  
・当座預金の手形・小切手は平日15:00時点の残高でお支払します。
- ※3 お振込みにはお振込手数料が必要となります。お振込資金はATMご利用日にお  
預かりいたします。ただし、お受取人様の金融機関・口座状態によっては、即時入金  
できない場合があります。

お問合せは、お近くの「埼玉りそな銀行」の窓口へ

<https://www.saitamaresona.co.jp/>


## 手数料のご案内(消費税等込み)

### 振込手数料

(1件あたり)

		当社同一支店あて	当社本支店あて	他行あて
個人のお振込み お取引	マイゲート (インターネットバンキング)	無 料		220円
	コミュニケーション ダイヤル (テレホンバンキング)	無 料		220円
	自動 音声 オペレーター			440円
ATM	カード(※1)	個人	無 料	110円
		法人・個人 事業者(※4)	110円	220円
	現金	すべての お客さま	330円	660円
窓口(※2)			550円	880円
自動送金サービス		220円	330円	660円
法人・個人事業者向け ビジネスダイレクト EB・MT/FD		無 料	330円	660円
振込・送金総戻手数料		880円(※3)		

- りそなグループ各社(りそな銀行、関西みらい銀行)あての全てのお振込み、および、みなと銀行あてのマイゲート・コミュニケーションダイヤル、ATMによるお振込みは本支店扱いとなります。
- 店番号が異なる支店と出張所の間のお振込みは、本支店あてとしてお取扱いたします。
- ※1 ご使用カードのお取引店と利用するATMの管理支店が異なるお振込みは、本支店あてとしてお取扱いたします。ただし、振込先口座がATM管理支店と同一の場合は当社同一支店あてとしてお取扱いたします。ATMの管理支店はATMの出入口等に表示しております。(振込手数料以外に当社ATM利用手数料がかかります。)
- ※2 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を窓口でご提示いただいた場合は、ATM現金扱いの手数料とさせていただきます。  
上記に加え、りそなグループのご本人名義のカードをご提示いただいた場合は、ATMカード扱いの手数料とさせていただきます。
- ※3 再振込の場合は、振込・送金総戻手数料とは別にお振込みに応じた振込手数料が必要となります。
- ※4 個人事業者のお客さまは「屋号付口座」で事業性決済取引をしている方が対象となります。

 埼玉りそな銀行

2019年10月1日現在

整理番号

18

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費	
9:資料購入・作成費    10:交通費	

支出年月日	令和3年7月25日	支出額	149,495 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所家賃・8月分 (事務所150000、駐車場10000、共益費3000、消費税増税分3000+105(振込料)×90%=149495)		

領収書等貼付欄

無所属県民会議 深谷・美里・寄居支部

事務所家賃  
(株)横田ハウジング  
武蔵野銀行 深谷支店 フ0216946

振込日	2021/07/25
振込依頼人名	エハラ クミコ
金融機関	武蔵野銀行
支店 / 出張所	深谷支店
預金種目	普通
口座番号	0216946
お受取人名	カ.ヨコタハウジング
振込金額	166,000 円
手数料	105 円

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 賃貸借契約書(更新)

平成31年4月15日

物件名称 Y's Precious I 101 号室  
所在地 埼玉県深谷市西島5丁目8番17号  
賃貸人 (甲) 株式会社横田ハウジング  
賃借人 (乙) 江原 久美子  
連帯保証人 (丙)  
敷金 450,000 円 更新料 更新料:新賃料1ヶ月  
新契約期間 平成31年4月16日から 令和4年4月15日迄  
新家賃 150,000 円 共益費 3,000 円  
駐車場 5,000 円 駐車場2台目 5,000 円  
賃料支払日 毎月末日までに翌月分を下記口座に振り込みにて支払うこと  
期間内解約 乙は甲に対して書面にて、1ヶ月前までに通知すること。

甲と乙及び丙は、平成28年4月16日より締結している上記物件の賃貸借契約について、更新の賃貸借契約を締結し、内容に変更のない事項については従来の契約内容を継承するものとし、その契約の証として、甲、乙及び丙は各一通を保持する。

## 特約事項

賃貸人(甲) 住所 埼玉県深谷市上柴町西4-6-8

氏名 株式会社横田ハウジング

賃借人(乙) 住所 [REDACTED] 連絡先TEL [REDACTED]

氏名 江原久美子

連帯保証人(丙) 住所 [REDACTED] 連絡先TEL [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 実印

※賃料振込先※ [REDACTED]

2019年9月吉日

物件名 Y's Precious I 101 契約者 江原 久美子 様

## 消費税率の変更に伴うお知らせ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2019年10月より施行される、消費税率の変更に伴うお知らせです。

・消費税率について10月から家賃の消費税率が10%になります。

(現家賃) 8%時の家賃

163,000円 (税込)

(変更後家賃) 10%時の家賃

166,000円 (税込)

・消費税率の変更時期

2019年11月分家賃(10月末にお支払い頂く家賃)から

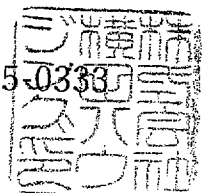
適用となります。

自動引き落としの手続きをされてる方は、金額の変更手続きもお願いいたしま

す。

ご不明点等ございましたら当社までご連絡をお願いいたします。

(株) 横田ハウジング 048-575-0333





整理番号	79
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1：調査研究費    2：グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3：広聴費    4：要請・陳情等活動費    5：広報費
	【経常的経費】
	6：人件費    ⑦：事務所費    8：事務費
	9：資料購入・作成費    10：交通費

支出年月日	3年 7月 26日	支出額	9,000円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場代 (8月分)
-----	------------

領収書等貼付欄

③駐車場代 (8月分)

⑤埼玉県議会無所属県民会議行田支部

10,000 × 0.9 = 9,000 (政務活動に使用する割合が0.9であるため)

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
 お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
56510	03-07-26	12:46	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥10,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		(印) 認 証	
円 千 円		円	

お受取人	お振込明細またはご案内	電信
ご依頼人	8711カキヌマタカツ様	

電話番号 048-554-1377  
 取扱番号 260001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

## 駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] と借主 柿沼貴志は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃地借契約を締結した。

頭書 (1) 駐車場の表示

所在地 行田市忍 2 丁目 144 番 1144 番-12

頭書 (2) 使用目的

来客用駐車場

頭書 (3) 契約期間

令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日までの 1 年間

頭書 (4) 賃料

10,000 円/2 台 (支払い方法: 振込)

頭書 (5) 更新に関する事項

自動更新

[REDACTED]  
[REDACTED]  
貸主 署名 [REDACTED]

借主 署名

柿沼貴志

整理番号	80
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費    2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費    4：要請・陳情等活動費    5：広報費 【経常的経費】 6：人件費    ⑦：事務所費    8：事務費 9：資料購入・作成費    10：交通費
------------------------------	--

支出年月日	3年 7月 26日	支出額	4,500円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場代 (8月分)
-----	------------

領収書等貼付欄

③駐車場代 (8月分)

⑤埼玉県議会無所属県民会議行田支部

5,000 × 0.9 = 4,500 (政務活動に使用する割合が0.9であるため)

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
56510	03-07-26	12:45	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,000	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			認 証
万 千 円			電 信

お振込明細書はこちら

お受取人

ご依頼人

サイタマケンキ カイムツヨソ クケンミンカイ様

電話番号 048-554-1377

取扱番号 260001

印紙税申告納  
付につき浦和  
税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

# 駐車場使用契約書

貸主 [ ] (以下「甲」という。) と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。) は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

## 頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	行田市忍2丁目152番2		
	名称	忍2丁目駐車場	指定場所	[ ]

## 頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	スタッフ及び来客用	登録番号	

## 頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年6月24日から 令和2年6月23日までの 1年間
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

## 頭書(4) 賃料・敷金

賃料 (駐車場使用料)	5,000円/1台
敷金	金 円
支払期限: 契約時一括支払い	
支払方法	1. 口座振替 振込先金融機関名: [ ] 預金: [ ] 口座名義人: [ ]
	2. 振込 振込手数料負担者: 借主
	3. 持参 持参先:

## 頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 [ ]
	住所 [ ]

管理業者	商号又は名称
	所在地・TEL
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号: 国土交通大臣 ( ) 第 号
	全国賃貸不動産管理業協会会員番号: ※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士: 登録番号 ) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所 〒 ー

(契約  
第1条  
物件]  
約]と

頭書(6) 更新に関する事項

自動更新
------

(契約  
第2条  
2 甲及

頭書(7) 特約事項

--

(賃料  
第3条  
2 甲及

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 1年 6月 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名 柳沼貴志	TEL 048-555-6083
	住所 埼玉県行田市栄町1-6-44	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

一 土  
二 土  
三 近  
3 1ヶ

(敷金  
第4条  
2 乙は  
3 甲は  
存在す  
4 前項  
ばなら

(禁止  
第5条

宅地建物 取引業者	商号(名称) ㈱TLC 行田中央店	代表者 北川 直樹
	事務所所在地・TEL 埼玉県行田市忍2-18-32	048-553-3030
	免許証番号 埼玉県知事(9)第11602号	
宅地建物取引 主任者	氏名	登録番号
	業務に従事する事務所	ピタットハウス行田中央店(㈱TLC)

てはな  
2 乙は  
3 乙は  
一 駐  
二 駐

(乙の  
第6条

(契約  
第7条

※印は実印

場合に  
2 前項  
において  
3 乙は  
4 本物  
損害が

整理番号	81
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費    2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費    4：要請・陳情等活動費    5：広報費 【経常的経費】 6：人件費    ⑦：事務所費    8：事務費 9：資料購入・作成費    10：交通費
------------------------------	--

支出年月日	3年 7月 26日	支出額	27,000円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途	家賃 (8月分)
-----	----------

領収書等貼付欄

③家賃 (8月分)  
 ⑤埼玉県議会無所属県民会議行田支部  
 $30,000 \times 0.9 = 27,000$  (政務活動に使用する割合が0.9であるため)

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
 お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行  
 お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
56510	03-07-26	12:45	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥30,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳		硬	認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円
お振込明細またはご案内			
お受取人			
ご依頼人	サイタマケンキ`カイトソソ`クケンミンカイ様		
	電話番号 048-554-1377		印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済
	取扱番号 260001		

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

## 事業用賃貸借契約書(事務所) <更新>

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野間貸店舗 1～2階 号室区画番号( 東 )		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番12号		
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 家屋番号 148番1		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ( )/瓦葺・スレート葺・ <span style="border: 1px solid black;">珪鉛メッキ鋼板葺</span> ・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ( )/( 2 )階建/全( 2 )戸		
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳
	面 積	約117㎡(登記面積	㎡)	
附 属 施 設				

### 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所
---------

### 頭書(3) 契約期間

令和3年 6月24日 から 令和5年 6月23日まで ( 2 年間)	
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

### 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・共益費	月額 円 (内消費税等 円)	テナント総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板掲出料	無料	附 属施設料	月額 円 (内消費税等 円)
礼 金	30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担。			
貸与する鍵	鍵No. ----- 本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

整理番号	D-76-1
------	--------

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経 費 区 分</b>  (該当する経費の 番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
--	---

支出年月日	令和 3 年 7 月 26 日
支 出 額	67,500 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載  (按分した場合の積算方法 75,000円×90%)
使 途	事務所賃借代( 8 月分)
支 出 先	(株)コスモ

上記のとおり支出しました。

支出者名                      鈴木 正 人





5-76-2

## 事業用賃貸借契約書（事務所）更新

貸主代理 ㈱ コ ス モ （以下「甲」という。）と借主 鈴木 正 人（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	成 田 賃 事 務 所		
	所 在 地	(住居表示) 志木市中宗岡1-1-2		
		(登記簿) 志木市中宗岡1-3471-3		
	構 造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他( ) /瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他( ) / ( )階建/全( )戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和 53年 4月
面 積	49.55㎡			
附 属 施 設				

### 頭書(2) 事業内容

事務所
-----

### 頭書(3) 契約期間

令和3年 1月 15日 から 令和6年 1月 14日まで (3年間)
------------------------------------

### 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 75,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	家 財 保険料	15,000円
敷 金	150,000円 (賃料 2ヵ月)	礼金	円	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
	円 (賃料 ヵ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No.	[REDACTED]			
	本 数	本			
賃料等の支払時期		翌月分を前月 日まで			
賃料等 の支払 方法	払 込	[REDACTED]			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

S-76-3

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	■
	(自宅) TEL	■
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	■

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	■
	住所	■

管理業者	商号又は名称 株式会社 コスモ		
所在地	新座市新座3-4-41	TEL	048(480)3500
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣( )第 号		
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士：登録番号)	
		※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

更新事務手数料として家賃の1ヶ月分払うものとする

頭書(8) 特約事項

事務所内外装・設備等、借主は貸主に対して、買取請求しないものとする。  
 明け渡し時中には何もない状態で引き渡すものとする。  
 更新契約はいたしますが、建物老朽化に伴い生じる不具合は家主には修繕義務がなく、借家人が自ら修繕すべきものとする。  
 事務所としての使用に耐えられなくなった場合は、速やかに明け渡すこと。明け渡しに際にかかる費用は貸主は一切負担いたしません。

S-76-4

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月23日

甲・貸主代理	氏名	株式会社コスモ	TEL	048 (480) 3500
	住所	新座市新座 3-4-41		
乙・借主	氏名	鈴木正人	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名		TEL	( )
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A		B	
宅地建物取引業者	商号又は名称	株式会社コスモ	商号又は名称	
	代表者の氏名	菊地 崇	代表者の氏名	㊟
	主たる事務所所在地・TEL	新座市新座 3-4-41 048-480-3500	主たる事務所所在地・TEL	
	免許証番号	埼玉県知事(3)第 21803号	免許証番号	( ) 第 号
	免許年月日	2年 4月 1日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引主任者	氏名		氏名	㊟
	登録番号		登録番号	知事 第 号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社コスモ 新座市新座 3-4-41 048-480-3500	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	

※㊟は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号	S	77	1
------	---	----	---

鈴木正人事務所No. 77

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する項目の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    7:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和 3 年 7 月 26 日	支出額	4,950 円
			按分率 5,500 円 × 90%
使 途	7 ※項目番号	産業廃棄物処理代(6月分)	

領収書等貼付欄

⑤ 鈴木正人

③ 産業廃棄物処理代(6月分)

17 03-07-26 送金 \*5,500 ATM オムラシヨウシ

18  
19  
20  
21  
22  
23  
24

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。  
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。  
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について  
【項目名】お支払金額・お預り金額・差引残高  
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。  
・その他の預金の場合は、円単位となります。

4

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※ 按分した場合は、積算方法も余白に記入すること。



整理番号 ス-80-1


## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;"><b>経 費 区 分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="text-align: center;">1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="text-align: center;">3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="text-align: center;">6:人件費    <u>7:事務所費</u>    8:事務費</p> <p style="text-align: center;">9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
---	--

支出年月日	令和 3 年 7 月 26 日
支 出 額	<p>9,900 円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 11,000円×90%)</p>
使 途	契約駐車場代( 8 月分)
支 出 先	(有)恵久土地

上記のとおり支出しました。

支出者名                      鈴木 正 人
 


第10条 乙の責任において取付けた看板等は本契約を解除するときは撤去し、無償にて明け渡すこと。

特約条項

S-80-2

所在地 富士見市水谷東2-3248-1  
名称 富久前 駐車場  
車両名  
賃料 1ヶ月 金 10,000 円也 (別途消費税)  
敷金 金 円也 (無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は令和3年5月16日より令和4年5月15日まで1年とする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月 日までに翌月分を乙は甲指定の口座に振込むこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告もせずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場合以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規制に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第7条 乙の車に場合で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上1通を所持する。

令和3年5月16日

貸主(甲) 住 所 埼玉県富士見市水谷東3-33-14

氏 名 有限会社 恵久土地

代表取締役 市川 功久

電 話



借主(乙) 住 所 埼玉県志木市中宗岡1-1-2

氏 名 鈴木 正人

電 話 048-476-7525

仲 介 人

住 所

氏 名

電 話

取引主任者

氏 名

登録番号

整理番号	ino-34-1
------	----------

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;"><b>経 費 区 分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費      2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費      10:交通費</p>
---	---

支出年月日	令和3年7月27日 / 令和3年8月27日
支出額	221,000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所賃借料(7.8月)
支 出 先	リゾン

上記のとおり支出しました。

支出者名      井上 航 印



# 賃貸借契約書

00001045-00107367

**更新**

170-34-2

締結日 2020年 8月 29日

名称	アントワープ	号室	503
所在地	〒351-0112 埼玉県和光市丸山台1-10-18		
構造	RC		

賃料	120,000 円	共益費	10,000 円
敷金	360,000 円		
契約期間	2020年 10月 10日から 2022年 10月 9日迄の 2年0ヶ月		
賃料振込先	[REDACTED]		
特約	<p>1.乙は更新時に更新料として、新賃料の1ヶ月分を甲へ支払ふとする。2.退去の際の室内クリーニング代は乙の負担とし、敷金1ヶ月分償却とする。乙の負担とし、敷金1ヶ月分償却とする。3.喫煙、酒肴、70マリアー、香水等により着色・着臭があった際の修繕費用は乙の負担とする。4.乙が設置したものに關しては、退去の際、原状回復するものとする。5.第3条、第13条の規定にかかわらず甲は乙が居室を居住用だけでなく事業用として使用する事を承諾するものとする。</p>		

賃貸人 (甲)	住所	[REDACTED]	
	氏名	[REDACTED]	電話 [REDACTED]

賃借人 (乙)	ふりがな	いのうえ けん	電話番号	[REDACTED]
	氏名	井上 航	固定	[REDACTED]
	住所	<input type="checkbox"/> 物件住所と同じ <input type="checkbox"/> 場合は〒[REDACTED]	携帯	[REDACTED]
	勤務先名	埼玉県議会	電話	048-830-6257
	勤務先住所	埼玉県 都道府県 さいたま市浦和区高砂 3-15-1		

賃借人兼入居者 (乙)	※公庫物件かつ法人契約の場合のみ入居者の署名・捺印が必要となります			
	ふりがな	[REDACTED]	印	電話番号
	氏名	[REDACTED]	1.2.3枚目に捺印下さい	固定 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]

連帯保証人	ふりがな	[REDACTED]	電話番号	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED]	固定	[REDACTED]
	現住所	[REDACTED]	携帯	[REDACTED]
	勤務先名	[REDACTED]	電話	[REDACTED]
	勤務先住所	都道府県		

仲介人 (管理会社兼甲の代理人)	免許番号	国土交通大臣(5)第5667号		
	所在地	埼玉県和光市丸山台1-10-4	電話	048-469-5211
	名称	株式会社リソ 和光支店		
	代表者	橋本 巖		
	取引主	[REDACTED]	登録番号	[REDACTED]

第1条 [契約の締結]

賃貸人（以下「甲」という）、賃借人、賃借人兼入居者（以下あわせて「乙」という）及び仲介人（管理会社兼甲の代理人）は頭書に記載する建物（以下「本物件」という）について、賃貸借契約（以下「本契約」という）を締結する。

第2条 [総則]

甲は、乙に対し以下の条項により本物件を頭書に記載する賃料、共益費（以下あわせて「賃料等」という）をもって賃貸する。

第3条 [使用目的]

乙は、居住のみを目的として本物件を使用しなければならない。

第4条 [入居者]

1. 入居者は、乙及び賃貸申込書に記載した乙の家族（婚姻予定者、又は婚姻関係と同様の事情にある者を含む）のみとする。
2. 甲の書面による承諾なき限り、入居者の追加、入れ替えはできない。

第5条 [契約期間]

1. 本契約の契約期間は頭書に記載の通りと定める。
2. 甲、乙双方が契約の更新を希望するとき、乙は契約期間満了迄に仲介人指定の方法により、契約の更新手続きを行うものとする。

第6条 [連帯保証人]

1. 連帯保証人は、乙と連帯して本契約に基づく一切の責めを負い、本契約が更新された場合も同様の責めを負うものとする。
2. 前項の連帯保証人の負担は、頭書の連帯保証人の署名捺印欄に記載する極度額（賃料・共益費の24ヶ月分）を限度とする。
3. 甲は、連帯保証人が次の事項に該当する場合は、乙に対し連帯保証人の追加もしくは変更を求めることができる。
  - (ア) 死亡、又は後見、保佐、補助開始の審判を受けたとき。
  - (イ) 破産手続開始決定を受けたとき、又は事実上、支払不能の状況に至ったとき。
  - (ウ) その他、保証債務の履行を期待できない事情が発生したとき。
4. 乙は、賃料等の滞納がなく、かつ信用ある新たな連帯保証人を立てる場合に限り、連帯保証人の変更を申し出ることができる。

第7条 [敷金]

1. 乙は、頭書に記載する敷金を本契約締結と同時に甲に交付するものとする。尚、敷金は無利息とする。
2. 乙は、本契約中に敷金返還請求権をもって賃料等、その他債務との相殺を主張することができないのみならず、同請求権を譲渡、その他担保に提供することができない。
3. 甲は、本契約が終了し、本物件の明け渡しを受けた日から30日以内に乙に敷金を返還しなければならない。但し、未納の賃料等、延滞損害金、原状回復に要する費用、その他本契約に基づいて乙が支払うべき金額があるときは、甲は、当該債務の額を敷金から差し引いた額を返還するものとする。
4. 甲は、賃料の3ヶ月分を超える額の敷金を受領することはできない。

第8条 [賃料・共益費]

1. 乙は、翌月分賃料等を、毎月末日までに頭書記載の賃料振込先に支払うものとする。尚、口座振替により支払う場合は、翌月分賃料等を指定日の前日までに指定口座に入金し、毎月末日までに支払うものとする。賃料等の支払いに要する費用（振込手数料等）は乙の負担とする。
2. 賃料等は、1ヶ月当り頭書に記載した金額とじ、毎月1日から末日迄を実日数に係わらず1ヶ月とする。但し、契約開始日の属する月分の賃料等は契約開始日を起算日とする日割額とし、契約終了日の属する月分の賃料等は契約終了日迄の日割額とする。尚、この計算は更新の場合も同様とする。
3. 乙は、賃料等もしくは本契約上の債務の全部又は一部を支払期日に支払わなかったとき、甲に対しては、延滞した債務の額に対し、支払期日の翌日から当該債務の支払済迄の日数に応じ、年（365日あたり）14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞損害金を支払い、仲介人に対しては、損害金として督促費用（弁護士費用を含む）を支払わなければならない。但し、甲もしくは仲介人は特別な事情があると認めるときは、これを減額、又は免除することができる。

第9条 [賃料・共益費の改定]

本物件に対する公租公課その他負担の増減、経済情勢の変動、又は諸物価の動向等の事情により賃料が不当となった場合には、甲、乙協議の上、賃料を改定することができる。

第10条 [入居中の負担の帰属及び修繕義務]

1. 電気、水道、ガス、電話、町会費、その他本物件の使用上の諸費用については、乙が直接施設者等と契約し、負担することとする。
2. 本物件の土台、柱、大壁、屋根、階段等の主要構造部分の修繕は甲の負担とし、賃貸借期間中のその他小修繕（クロス、襖の張り替え、畳直し、水道器具、配水管のつまり、照明の取り替え等）は乙の負担とする。
3. 乙が鍵を紛失した場合の鍵交換に要する費用は、乙の負担とする。
4. 乙は、甲の負担に係わる破損、故障等を見つけたときは、甲もしくは仲介人に通知するものとする。



# 駐車場（自動車保管場所）契約書

更 新

締結日 2020年 8月 29日

名 称	F'SBOX駐車場	区 割	
所 在 地	〒 351-0112 埼玉県和光市丸山台1-10-4		
賃 料	16,500 円 (内消費税相当額 1,500 円)		
契約期間	2020年 10月 31日 から 2021年 10月 30日迄の 1年 0ヶ月		
賃料振込先			
特 約	無		

貸 主 (甲)	住 所		
	氏 名		話

借 主 (乙)	ふりがな	いづえ めたも		電 話 番 号	
	氏 名	井 上 航		固定	
	住 所			携帯	
	勤務先名	埼玉県議会		勤務先電話	048-824-2111
	勤務先所	埼玉 都道府県 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号			
	メーカー	ホンダ	車種	7ビット	登録No
緊急連絡先 (同一世帯以外の親族)	ふりがな			電 話 番 号	
	氏 名			固定	
	住 所			携帯	

仲 介 人 (管理会社兼 甲の代理人)	免許番号	国土交通大臣(5)第5667号			
	所 在 地	埼玉県和光市丸山台1-10-4	電 話	048-469-5211	
	名 称	株式会社リオン 和光支店			
	代 表 者	橋本 巖			
	取 引 士			登録番号	

整理番号	55
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和3年7月7日	支出額	90 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	来客駐車場 使用料
-----	-----------

領収書等貼付欄	※ 領収書は重ねて貼付しないこと。 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)
政務活動に使用する割合が    90 %であるため $100 \times 0.9 = 90$	
※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。	


2021年07月27日  
整理No 2170212

# 領 収 書

八子 朋弘 様

金額          100円


上記の金額正に領収いたしました。  
内訳については、下記のとおりとなります。

発行者 : 

品名	単価	数量	金額	備考
来客駐車場使用料	100	1	100	7/27 B 9:30-12:30

印  
紙

みずほ台団地管理組合  
管理組合収納事務受託者  
**JS**日本総合住生活株式会社

取扱者  


整理番号 200

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費    2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費
	【経常的経費】
6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費	
9: 資料購入・作成費    10: 交通費	

支出年月日	3年7月27日	支出額	5,000 × 0.9 = 4,500 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	政務活動用車両駐車場代金
----	--------------

領収書等貼付欄 **無所属県民会議**

店番 □ 口座番号



埼玉りそな銀行

無所属県民会議 白岡支部様

普通預金通帳



RESONA

※ 領収書  
 ※ 領収書  
 (別紙)

※ 領収書等には、①年月日  
 うな記載)、④発行者、⑤宛  
 ※ 按分した場合は、積算方法

13	[Redacted]
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
24	03-07-27 振替 *5,000 SMBC(カシト)

# 駐 車 契 約 書

パークシティ白岡全体管理規約（以下「規約」という。）第14条にもとづき、パークシティ白岡の区分所有者共同の利益のために管理者パークシティ白岡全体管理組合（以下「甲」という。）は 岡重夫（以下「乙」という。）と後記表示駐車場棟（以下「駐車場」という。）の利用を目的とする駐車契約を締結する。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲・乙署（記）名押印のうえ各1通を保有する。

2019年6月21日

甲 埼玉県白岡市小久喜675番地の1  
パークシティ白岡全体管理組合

理事長 **八木 孝治**

駐車場番号                      番

サイズ ( A · B · **C** · D · 軽 )

乙住所 埼玉県白岡市小久喜675-1  
パークシティ白岡B306  
306号室区分所有者

(A · **B** · C) 棟

氏名

岡重夫

印

車 名 トヨタ アソウスα

車両登録番号                     

第1条 甲はその管理にかかる駐車場の上記指定位置に、乙の上記自動車を駐車させる。但し、指定位置に駐車可能なサイズ（付属物等を含む）は、次の数字以下とする。

サイズ	車高 (mm)	車幅 (mm)	全長 (mm)
A	2,100	1,700	5,000
B	2,100	1,700	4,800
C	2,100	1,700	4,670
D	2,100	1,800	5,000
軽	2,100	1,700	4,200

第2条 前条の駐車料金（以下「駐車場使用料」という。）は自動車1台分月額金 5,000 円也とする

- 乙は本契約締結と同時に前項の駐車場使用料は、パークシティ白岡棟別管理規約第68条に従い、甲または甲の指定する者に支払うものとする。但し、1ヶ月未満の駐車場使用料は日割計算による。
- 駐車場施設の改善、または租税公課の増徴、物価の騰貴等により第1項の駐車場使用料が不相当なときは、甲は契約期間中であっても乙に対して規約第53条にもとづき、駐車場使用料を改することができる。

第3条 乙は駐車場を乙の上記自動車の駐車のみで使用し、それ以外の用途に供しない。

2. 乙は別に定めるパークシティ白岡全体使用細則ならびに甲の指示を誠実に遵守するものとする。

第4条 乙は駐車に関する乙の権利を第三者に譲渡または転貸してはならない。

- 乙は、乙の所有する住宅部分を譲渡または貸与する相手方が同居する家族であるときは、規約第14条にもとづき駐車場を甲と新たに駐車契約することにより使用することができる。



乙は、第1条記載の場所に乙の来訪者以外の第三者の自動車を駐車せしめてはならない。  
但し、万止むを得ないものとして甲の文書による承認を得た場合は、この限りでない。  
前項但し書きの場合には、乙は事前に事由を付して甲に申し出るとともに、甲の承認を受けたときは、遅滞なく甲の指定する念書を差し入れる等、必要な手続きを行わなければならない。

第5条 乙は、乙の自動車を自己の責任と負担をもって管理するものとし、甲は、自動車の盗難、故障、破損及び部品、車内の物品等の盗難、紛失並びにこれらに類する一切の事故についてその責を負わない。

第6条 乙は、駐車場において万一事故が発生した場合は速やかに甲に通知し、その指示に従うものとする。

第7条 乙は、上記の自動車の車種等を変更する場合、事前に変更届けを提出し、甲の承諾を得なければならない。

第8条 甲は乙の請求により「自動車の保管場所の確保等に関する法律」第4条第1項の規定にもとづく自動車の保管場所の確保を証する書面に所要の証明を行う。

第9条 甲は、駐車場の補修その他については、自然の損耗等、甲が修繕の必要を認めたものに限り行う。

第10条 甲は、駐車場の修理、保全並びに防犯、防災等に関し、または、維持管理、その他規約に定める甲の業務を行うため必要あるときは、乙の駐車を中止し、または乙の自動車の移動等必要な措置を請求することができる。

2. 前項の場合、乙は速やかに甲の措置に協力しなければならない。

第11条 規約第14条2項の定めその他、乙が次の各号の一つに該当したときは、全体管理組合は、何らの通知催告を要せず、駐車契約を解除することができる。

- (1) 規約14条4項及び第32条に定める駐車場使用料の支払いを3ヵ月以上怠ったとき
- (2) 駐車場使用細則第1条2項に定める届出を行わないとき
- (3) 駐車場使用細則第4条に定める使用方法に違反したとき
- (4) 当該駐車場の管理に関する全体管理組合の指示、注意等に従わないとき
- (5) その他当該駐車場の他の駐車契約者に対して、著しい迷惑をかける等、全体管理組合において駐車契約者としてふさわしくないと判定されたとき
- (6) 駐車場使用料の支払いが4回以上遅延し、甲の催告にかかわらず支払期日を守らないとき
- (7) 本契約各条項もしくは規約、全体使用細則、駐車場使用細則に違反したとき
- (8) 規約第36条によりパークシティ白岡全体管理組合を脱退したとき

2. 前項の場合、乙は速やかに指定駐車位置及び駐車場使用細則第4条(9)のリモコンを全体管理組合に返還しなければならない。

3. 乙が前項により本契約を解除された後、なお明渡しに应ぜず、乙の自動車等が駐車場内にあるときは、甲は乙の費用をもって適宜の方法で搬出できるものとし、乙はなんら異議なきものとする。

4. 前項は、期間満了又は中途解約の場合も準用する。

第12条 乙またはその関係者(家族、代理人、運転手、使用人等を含む。)が故意又は過失によって駐車場およびその付帯設備に損害を与えたときは、乙は自己の責任においてこれを補償するものとする。ただし、これらの修復は乙の費用において甲が行う。

2. 前項の乙またはその関係者が駐車場で、故意または過失により第三者および他の自動車等に対して人的または物的損害を与えたときは、乙はその責任において直接その相手方に対して損害賠償するものとする。

第13条 本契約期間は、~~2020年12月31日~~ 月 日 から 2020年12月31日までとする。

2. 本契約期間中であって、~~2020年12月31日~~ 月 日 前、乙はいつでも書面による予告をもって本契約を解約することができる。この場合、解約の効力発生日は、甲からの申し出による時は2ヵ月経過した日とし、乙からの申し出による時は、申し出日の属する月の末日とする。

3. 前項による甲または乙から解約の予告がなかったときは、本契約は期間満了の翌日から更に1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

第14条 本契約ならびにパークシティ白岡全体管理規約および使用細則に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定する。

整理番号	62-1
------	------

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費                      2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費                      4:要請・陳情等活動費                      5:広報費 【経常的経費】 6:人件費                      ⑦事務所費                      8:事務費 9:資料購入・作成費                      10:交通費
-------------------------------------	---

支出年月日	2021年 7月27日	支出額	12,000 円
使 途	駐車料金(8月分) 株式会社東急コミュニティー		[15,000×80%=12,000]

領収書等貼付欄 別紙参照

・政務活動車両用  
 ・自宅マンションに自家用車両と政務活動車両の2台分駐車場を借りています。区分所有者でないと、マンション馬主車場を借り水のため、契約者は実父 [REDACTED] となっています。

⑤ 金野桃子



## 自動車駐車契約書

\_\_\_\_\_(以下「甲」という。)と\_\_\_\_\_(以下「乙」という。)とは、  
 \_\_\_\_\_地区内駐車場内に甲の指定する自動車(以下「登録自動車」という。)を駐車するため、\_\_\_\_\_  
 駐車場運  
 営細則(以下「運営細則」という。)に則り次のとおり契約(以下「本契約」という)を締結する。

## 第1条(登録自動車並びに駐車区画)

甲が駐車する登録自動車並びに駐車区画は次のとおりとする。

車 名 トヨタカローラスポーツ  
 車両登録番号 \_\_\_\_\_  
 車両所有者名 桃子  
 車両使用者名 桃子  
 駐車区画 \_\_\_\_\_

また、登録自動車は、別途定めた規格に適合したもののみとし、甲は、それを証する書類を、契約締結時に乙に提示するものとする。登録自動車変更時も同様とする。

2. 甲は、登録自動車を変更しようとする場合は、事前に乙にその旨を申し入れ、乙の承認を得なければならない。車体検査、修理等のため一時他の車を駐車させる場合も同様とする。
3. 登録自動車の駐車について乙が甲に駐車区画を指定した場合、甲はその区画以外の場所には駐車してはならない。
4. 登録自動車については、申込制限内(全長・全幅・全高・総重量)で甲が使用する区画に収容可能なものとする。

## 第2条(契約の期間)

契約期間 2020年 2月10日から2020年 8月31日までとする。ただし、乙が期間満了の1ヵ月前までに甲に対して更新拒絶の通知をしない場合は、更に1ヵ年間同一条件をもって契約は更新され、以後この例による。

## 第3条(駐車場使用料)

甲は、駐車場使用料として毎月下記のとおり乙に支払うものとする。

- (1) 駐車場使用料 月額 15,000円  
尚、契約期間が1ヵ月に満たない場合の駐車場使用料は日割計算とする。
- (2) 支払い期日 翌月分を当月27日まで  
当日が休日に当たるときはその翌日までとする。
- (3) 支払い方法 管理費と一括払い

## 第4条(使用料の変更)

乙は、施設の改善又は一般物価の変動等により使用料が不相当になったときは契約期間中といえども、  
 \_\_\_\_\_管理規約の手続きを経た後、駐車場使用料を変更することができる。

## 第5条(甲の賠償義務)

甲又はその家族、使用人、運転手、同乗者、その他甲に関係する者が故意又は過失により、本駐車場若しくはその施設又は本駐車場に駐車中の他の自動車若しくはその付属品に損害を与えた時は、甲が自己の責任と負担において、その損害を相手方に対し賠償しなければならない。

第6条 (乙の責)

1. 乙は、天災、地変、火災、水害（台風又は豪雨による浸水その他の損害を含む。）、盗難その他乙の責に帰すべからざる事由により甲の自動車、その他の物品につき蒙った損害の責めを負わないものとする。管理者（建物の区分所有等に関する法律第25条に定める管理者をいう。）についても、同様とする。
2. 甲は、前項に掲げる事由により自動車に損害を受けるおそれがあるときは、その責任と負担において自動車を安全な場所へ移動させる等の措置を講じるものとする。

第7条 (権利処分の禁止)

契約者は理由の如何を問わず本駐車場を第三者に使用させ（但し、管理規約第15条第4項の場合を除く。）又は本駐車場を使用する権利を第三者に譲渡する等の処分行為を一切してはならない。

2. 運営細則第4条に基づく使用希望者は、その登録順位を第三者に譲渡する等の処分を一切してはならない。

第8条 (禁止行為)

甲は、下記の行為をしてはならない。

- (1) 本契約の目的以外に本駐車場を利用すること。
- (2) カーポート、その他の構築物を設置すること。
- (3) 本駐車場に引火物、その他の危険物を持ち込むこと。
- (4) 本駐車場に車の修理器具、スペアタイヤ、ガソリン缶等の物品を置くこと。
- (5) 運営細則第13条に定めた遵守事項を、忠実に実行すること。

第9条 (解約)

本契約期間中といえども、甲又は乙は書面による1ヵ月前の予告をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、予告期間の満了と同時に本契約は終了する。ただし、甲はこの予告期間にかえ、1ヵ月分の駐車場使用料相当額を乙に支払い、即時解約することができるものとする。

第10条 (使用権の消滅)

甲が下記各号の一に該当する場合は、乙は甲に対して何等の通知催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 駐車場使用料を所定どおり支払わなかったとき。
- (2) その他本契約の各条項に違反したとき。

第11条 (契約の終了)

契約の解除又は解約により契約が終了した場合は、甲は無条件にて車両を直ちに駐車場外に搬出し、乙より貸与された操作鍵を速やかに乙に返却しなければならない。

第12条 (定めなき事項)

本契約に定めなき事項については、甲乙誠意をもって協議の上処理するものとする。  
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通宛保有する。

2020年2月8日

甲 (借主)

乙 (貸主)

理事長

\_\_\_\_\_ 号室

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

整理番号	68
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費    2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費
	【経常的経費】 6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費 9: 資料購入・作成費    10: 交通費

支出年月日	2021年7月28日	支出額	100,800円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	8月分賃料		

**領収書等貼付欄**

③8月分事務所賃料  
 ⑤並木まさとし県政事務所

※ 領収書は重ね  
 ※ 領収書を貼る  
 (別紙には裏)

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

**埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017	[REDACTED]	[REDACTED]
取扱店	お取引日	時刻
38002	03-07-28	10:27
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥112,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり
*****		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		残高
お振込明細またはご案内		電信
お受取人	サイトマリッナ コウノス 普通 1441166 1)アオキハイツ様 登録番号 0002	
ご依頼人	ナミキ マサツ様	
電話番号	[REDACTED]	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
取扱番号	280001	

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

112,000 × 0.9 = 100,800  
 政務活動に使用する割合が9/10であるため

# 事業用建物賃貸借契約書（更新用）

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という)と借主 並木 正年

(以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、本契約を締結し、また乙と連帯保証人 XXXXXXXXXX (以下「丙」という)は、同契約約款のとおり乙の債務について保証契約を締結した。

頭書(1) 賃貸借の目的物の表示等	名称	青木ハイツ店舗		階	B
	所在地	(登記簿) 鴻巣市本町三丁目2355番地8			
		(住居表示) 鴻巣市本町三丁目2番19号			
	種類	店舗	家屋番号	2355番8	
	構造	鉄骨造 / 地下0階付 2階建			
	面積	専有	49.68 m <sup>2</sup> (約 15.02坪)	その他使用可能な面積	m <sup>2</sup> (約 坪)
バルコニー		m <sup>2</sup> (約 坪)			
物件の所有者	(住所)	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>			
	(氏名)	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>			
頭書(2) 賃貸借条件	使用目的	店舗 事務所			
	賃料	月額 110,000 円(うち消費税 10,000 円)	敷金 (更新時積み増し金)	(賃料の 1ヵ月分) (金額) 100,000 円	
	管理費	月額 0 円(うち消費税 0 円)			
	共益費	月額 0 円(うち消費税 0 円)			
	駐車料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	礼金		
	付属施設料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	権利金		
	水道料	月額 2,000 円(うち消費税 0 円)	更新料	新賃料の 0.5ヵ月分	
	保険料	総額 17,000 円(うち消費税 円)			
	保証金	0 円 (3.3m <sup>2</sup> 当たり)	更新手数料	新賃料の 0.5ヵ月分 (別途消費税)	
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後		保証料	円
	保証金の償却	・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) (円)		・契約更新時毎に % (総額) 円 (うち消費税) (円)	
		・その他 (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)			
	契約期間	令和3年05月18日 から 令和5年05月17日迄の 2年 0ヵ月 0日間			
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 1ヵ月の経過をもって発生する。			
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所) 持参先 (氏名)			
	振込先	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>		振込金額合計 (振込手数料は乙の負担とする) 112,000 円	
	口座名義人	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>			
翌月分を毎月 末 日迄に甲指定口座へ振込 (振込手数料は乙の負担とする。)					

整理番号	56
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	令和3年7月8日	支出額	90 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	来客駐車場 使用料
-----	-----------

領収書等貼付欄	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: 80%;">                     ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。                      ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。                      (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)                 </div>
政務活動に使用する割合が    90 %であるため $100 \times 0.9 = 90$	
※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。	



2021年07月28日


整理No 2170220

# 領 収 書

八子 朋弘 様

金額 100円

上記の金額正に領収いたしました。  
内訳については、下記のとおりとなります。

発行者 : 

品名	単価	数量	金額	備考
来客駐車場使用料	100	1	100	7/28 B 10:30-12:30

印  
紙

みずほ台団地管理組合

管理組合収納事務受託者

JS日本総合住生活

取扱者



整理番号	60
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費	
9:資料購入・作成費      10:交通費	

支出年月日	令和3年7月28日	支出額	85,318円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	事務所賃料 (令和3年7月分)		

**領収書等貼付欄**

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

支払先      (株)谷澤総合コンサルタント

口座名義      八子朋弘

94,798 × 0.9 = 85,318

政務活動に使用する割合が      90 %であるため

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 普通預金 (兼お借入明細)

年	月	日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高 <small>(-の表示がある場合は、お借入残高を数値します。)</small> (円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15	03	07	28 .振替	*94,798	RKS(チリヨウトウ)	
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

名義人、ハ子明弘